

第2節 原子力安全・保安院	383
原子力安全	383
1. 経済産業省の原子力安全規制	383
2. 原子力安全・保安部会	384
3. 原子力施設の安全規制	385
3. 1. 実用発電用原子炉の審査について	385
3. 2. 加工施設	386
3. 3. 再処理施設	386
3. 4. 核燃料輸送について	387
3. 5. 新しい耐震設計審査指針について	387
3. 6. 原子力発電所の検査について	388
3. 7. 原子力施設の廃止措置について	389
3. 8. 放射性廃棄物の処分に係る安全規制について	390
3. 9. 原子力施設におけるトラブルについて	392
3. 10. 広聴・広報の充実について	393
4. 原子力防災対策	393
5. 2007 年度の個別事例	394
産業保安	396
1. 産業保安監督部の発足	396
2. 電力の保安	397
3. 都市ガス及び熱供給の保安	397
4. 高圧ガスの保安	399
5. 火薬類の保安	400
6. 液化石油ガスの保安	401
7. 鉱山の保安	402
8. 産業保安監督部	405
8. 1. 北海道産業保安監督部	405
8. 2. 関東東北産業保安監督部東北支部	408
8. 3. 関東東北産業保安監督部	411
8. 4. 中部近畿産業保安監督部	413
8. 5. 中部近畿産業保安監督部近畿支部	417
8. 6. 中国四国産業保安監督部	420
8. 7. 中国四国産業保安監督部四国支部	424
8. 8. 九州産業保安監督部	428
8. 9. 那覇産業保安監督事務所	430

第2節 原子力安全・保安院

中央省庁の再編により、2001年1月6日に原子力安全・保安院が設置され、それまで、科学技術庁と資源エネルギー庁でそれぞれ実施していたエネルギー利用に係る原子力安全行政が一元化された。さらに、通商産業省の内部部局で実施していた産業保安行政も原子力安全・保安院へ移管され、原子力安全・産業保安行政が一元化・強化された体制で行われることとなった。

原子力安全

1. 経済産業省の原子力安全規制

(1) 概要

これまで科学技術庁が実施していた発電用燃料の製造、使用済燃料の再処理、放射性廃棄物の処分等の核燃料サイクルや、発電用研究開発段階炉に関する原子力安全行政を原子力安全・保安院に一元化した。これにより、原子力安全行政は原子力安全・保安院に、原子力施設の立地などの推進行政は資源エネルギー庁電力・ガス事業部に整理された。

その結果、原子力安全・保安院は、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに発電用原子力施設に関する規制、これら施設の安全の確保、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保、及びこれら所掌事務に係る国際協力を所掌している。

(2) 原子力安全規制に係る所掌

原子力安全規制に係る所掌は、基本的に、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下、「原子炉等規制法」と略す。）に規定されている。「原子炉等規制法」の規定に基づく経済産業省の規制分野等は、『原子炉等規制法』に基づく安全規制の表のとおりである。

加工事業者、実用発電用原子炉及び発電用研究開発段階炉に係る原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者並びに廃棄事業者に係るものは経済産業大臣が所管し、試験研究炉、及び発電用以外の研究開発段階炉に係る原子炉設置者並びに核燃料物質使用者に係るものは文部科学大臣が所管することとなっている。事業所外運搬については、運搬物に関してはそれぞれ運搬物の規制を担当する大臣が、その他の事項に関しては国土交通大臣が規制担当大臣となっている。

表：「原子炉等規制法」に基づく安全規制

区 分		所 管
製錬		経済産業大臣
加工		経済産業大臣
原子炉	実用発電用原子炉	経済産業大臣
	実用船用原子炉	国土交通大臣
	試験研究炉	文部科学大臣
	研究開発段階炉	文部科学大臣（発電の用に供する原子炉を除く） 経済産業大臣（発電の用に供する原子炉）
使用済燃料貯蔵		経済産業大臣
再処理		経済産業大臣
廃棄		経済産業大臣
使用		文部科学大臣
事業所外廃棄及び受託貯蔵		文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣※
事業所外運搬		文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣※（運搬物確認） 国土交通大臣（運搬方法確認）

※廃棄物の発生者、保管の委託者、輸送物の使用者等の規制を担当する大臣がそれぞれ所管する。

(3) 最近の原子力安全規制の流れ

原子力安全・保安院は、2001 年の組織発足以降、エネルギー利用に関する原子力安全を確保する組織として、様々な経験から得た教訓を踏まえて、安全規制の実効性向上のための取組を行ってきた。

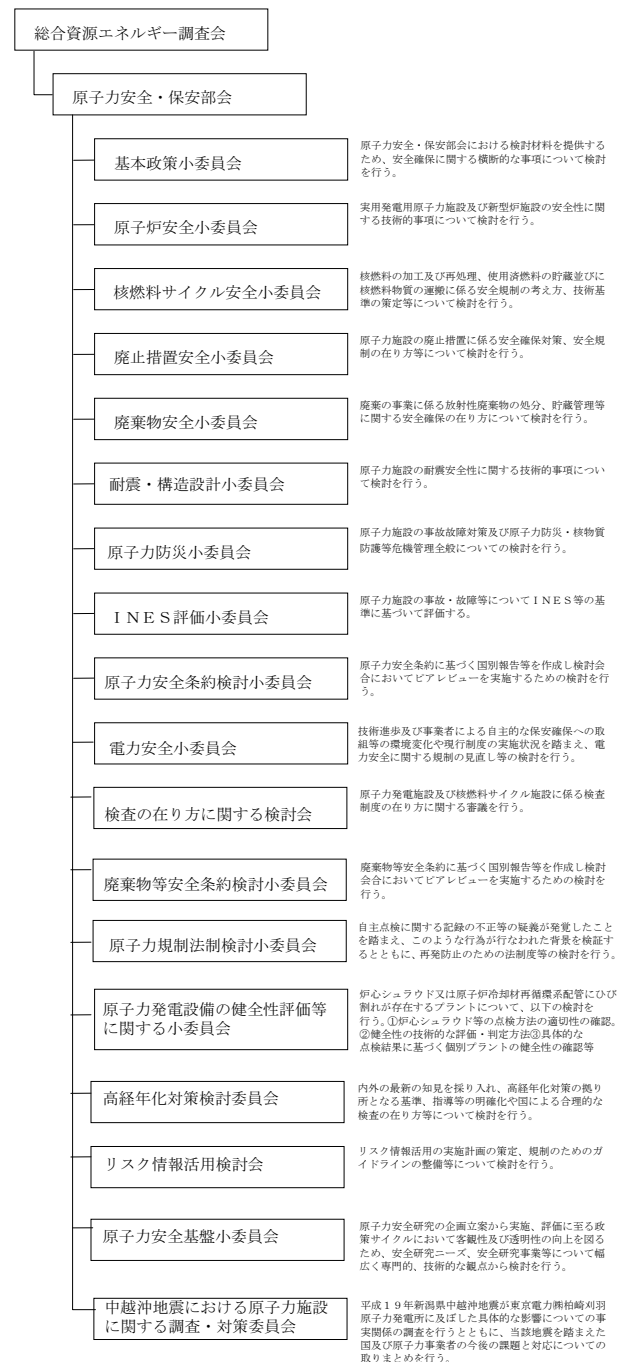
2006 年 9 月の原子力安全委員会による「耐震設計審査指針」（以下、耐震指針）の改訂を受け、同月、原子力安全・保安院は原子力事業者に対して、改訂された耐震指針に照らした耐震安全性評価を実施し、その結果を報告することを求めた。2007 年 7 月の新潟県中越沖地震の発生を踏まえ、2008 年 3 月には、原子力事業者各社から中間報告等が提出されており、原子力安全・保安院において専門家から成る委員会に諮りつつ、厳格に評価している。

また、原子力安全・保安院は、2006 年 11 月、全電力会社に対し、全ての発電設備について、過去に遡り、データ改ざん等の問題がないかの総点検を指示した。2007 年 3 月、これを受け各電力会社からその結果について、4 月には再発防止対策について報告を受けた。これらを踏まえ、原子力安全・保安院は同月、今後の発電設備の安全確保の向上に具体的につなげるための 30 項目の対応策を公表した。2008 年 3 月には、特別な保安検査（原子力）及び立入検査（火力・水力）により、電力各社の再発防止対策等の実施状況については一通りの確認を終えており、引き続き、電力各社の保安活動改善状況につき、厳格に確認していくこととしている。

さらに、安全確保の一層の向上を図る観点から、2005 年以降検討を進めている新しい検査制度については、2006 年 9 月に「検査の在り方検討会」において報告書が取りまとめられている。これを踏まえ、安全向上のためにプラント毎の特性に応じた個別の検査を可能とする制度改正については、2007 年 9 月から 2008 年 2 月にかけて、原子力発電所が立地する自治体に対し、その経緯・趣旨を説明しており、2008 年度からの実施を目指して具体的な準備を進めている。

2. 原子力安全・保安部会

(1) 構成



原子力安全・保安部会の構成

(2) 概略

原子力安全をめぐる環境変化の中で、2000 年 7 月、総合エネルギー調査会総合部会は、原子力の基盤の充実・強化、特に、安全基盤の確保の課題を指摘し、その検討を行う場として新たに「原子力安全・保安部会」を設置することを提案した。これを受けて、専ら原子力の安全規制に関する審議を行う場として、本部会が 2000 年 12 月に設置さ

れた。

省庁再編後の 2001 年 1 月、経済産業大臣から総合資源エネルギー調査会に対して、昨今の環境変化を踏まえた今後の原子力安全確保の在り方についての諮問が行われ、その検討が原子力安全・保安部会に付託された。

(3) 開催実績

2007 年度における総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の開催実績は次のとおりである。

＜第 24 回（2007 年 5 月 14 日）＞

(ア) 発電設備に係る総点検について

- ・ 発電設備に係る総点検について
- ・ 北陸電力（株）志賀 1 号機の臨界事故について

(イ) 安全規制の制度整備について

- ・ 低レベル放射性廃棄物の余裕深度処分に係る安全規制等について
- ・ 高レベル放射性廃棄物等の地層処分に係る安全規制について（原子炉等規制法の改正について）

(ウ) 最近の原子力安全・保安を巡る動向について

- ・ 原子力発電所の耐震安全性に関する最近の動向について
- ・ 日本原燃（株）六ヶ所再処理施設の状況について
- ・ 使用済燃料貯蔵事業許可申請について

＜第 25 回（2007 年 12 月 26 日）＞

(ア) 新潟県中越沖地震を受けた原子力安全・保安院の対応について

- ・ 自衛消防及び情報連絡・提供に関するワーキンググループについて
- ・ 運営管理・設備健全性評価ワーキンググループについて
- ・ 耐震・構造設計小委員会について

(イ) 安全規制の制度整備について及び最近の原子力安全・保安を巡る動向について

- ・ 発電設備の総点検に係る安全規制の強化について
- ・ 検査制度の改善に向けた取り組みについて
- ・ 放射性廃棄物処分に係る安全規制の動向について
- ・ 六ヶ所再処理施設の状況について
- ・ もんじゅの最近の状況について

3. 原子力施設の安全規制

3. 1. 実用発電用原子炉の審査について

(1) 実用発電用原子炉の安全審査の概要

- ・ 実用発電用原子炉を設置しようとする者は、「原子炉等規制法」第 23 条に基づき、経済産業大臣の許可を受けなければならない（これを変更する場合には、「原子炉等規制法」第 26 条に基づき、変更の許可又は届出が必要）。

- ・ 経済産業大臣は、「原子炉等規制法」第 24 条第 1 項に規定する以下の許可の基準に適合していると認めるときでなければ、原子炉設置（変更）許可をしてはならない。

(ア) 原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと

(イ) 原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと

(ウ) 設置者に技術的能力及び経理的基礎があること

(エ) 原子炉施設の位置、構造及び設備が災害の防止上支障がないものであること

なお、(エ)に関しては、原子力安全委員会が定めた指針類を判断基準として用いている。

- ・ 経済産業大臣は、「原子炉等規制法」第 24 条第 2 項に基づき、原子炉設置（変更）許可をする場合には、あらかじめ、許可の基準の適用について、原子力委員会（平和目的、計画的遂行及び経理的基礎に関すること）及び原子力安全委員会（技術的能力及び災害の防止に関すること）の意見を聴かなければならない。

なお、原子炉の新增設に係る原子炉設置（変更）許可申請については、原子力安全委員会が主催する公開ヒアリング（第 2 次公開ヒアリング）が実施される。

(2) 主要な安全審査案件

(ア) 新增設

(A) 電源開発（株）大間原子力発電所の設置

1999 年 9 月 8 日 原子炉設置許可申請

2004 年 3 月 18 日 原子炉設置許可申請取り下げ及び再申請

2008 年 3 月末時点 2 次審査中

(B) 日本原子力発電（株）敦賀発電所 3、4 号炉の増設

2004 年 3 月 30 日 原子炉設置変更許可申請

2007 年 3 月末時点 1 次審査中

(イ) MOX 燃料の採用

(A) 九州電力(株)玄海原子力発電所 3 号炉

2004 年 5 月 28 日 原子炉設置変更許可申請

2005 年 9 月 7 日 原子炉設置変更許可

(B) 四国電力(株)伊方発電所 3 号炉

2004 年 11 月 1 日 原子炉設置変更許可申請

2006 年 3 月 28 日 原子炉設置変更許可

(C) 中部電力(株)浜岡原子力発電所 4 号炉

2006 年 3 月 3 日 原子炉設置変更許可申請

2007 年 7 月 4 日 原子炉設置変更許可

(D) 中国電力(株)島根原子力発電所 2 号炉

2006 年 10 月 23 日 原子炉設置変更許可申請

2008 年 3 月末時点 2 次審査中

(3) 工事計画認可の概要

- ・ 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であって、公共の安全の確保上、特に重要なものとして経済産業省令（「電気事業法」施行規則）で定めるものを実施しようとする者は、「電気事業法」第 47 条に基づき、その工事の計画について経済産業大臣の認可を受けなければならない。
- ・ 経済産業大臣は、工事の計画が経済産業省令（発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令等）で定める技術基準に適合しないものでないこと等の基準に適合していると認めるときは、工事計画の認可をしなければならない。

(4) 主要な新增設工事計画認可案件

○中部電力(株)浜岡 5 号機増設

2001 年 9 月 4 日 工事計画認可

○北陸電力(株)志賀 2 号機増設

2002 年 2 月 28 日 工事計画認可

○北海道電力(株)泊 3 号機増設

2006 年 4 月 28 日 工事計画認可

○中国電力(株)島根 3 号機増設

2008 年 3 月末時点 審査中

3. 2. 加工施設

(1) 加工事業の許可

加工の事業を行おうとする者は、「原子炉等規制法」第

13 条の規定に基づき、経済産業大臣の許可を受けなければならない（これを変更する場合には、「原子炉等規制法」第 16 条に基づき、変更の許可又は届出が必要）。

(2) 加工施設の設計及び工事の方法の認可

加工事業者は、「原子炉等規制法」第 16 条の 2 の規定に基づき、加工施設の工事（変更工事）に着手する前に、加工施設に関する設計及び工事の方法について経済産業大臣の認可を受けなければならない。

(3) 加工施設の使用前検査

加工事業者は、「原子炉等規制法」第 16 条の 3 の規定に基づき、加工施設の工事及び性能について経済産業大臣の検査を受け、合格した後でなければ、加工施設を使用してはならない。なお、検査の一部については独立行政法人原子力安全基盤機構（以下、「機構」と略す。）にて実施している。

(4) 施設定期検査

加工施設における施設定期検査は「原子炉等規制法」第 16 条の 5 の規定に基づき、経済産業大臣が行う検査であり、年 1 回実施される。また、検査の一部については機構にて実施している。

(5) 保安検査

保安検査は「原子炉等規制法」第 22 条第 5 項の規定に基づき、加工事業者の保安規定の遵守状況について定期的に行う検査であり、年 4 回実施される。

3. 3. 再処理施設

(1) 再処理事業の指定

再処理の事業を行おうとするものは、「原子炉等規制法」第 44 条第 1 項の規定に基づき、経済産業大臣の指定を受けなければならない（これを変更する場合には、「原子炉等規制法」第 44 条の 4 に基づき、変更の許可又は届出が必要）。

(2) 再処理施設の設計及び工事の方法の認可

再処理事業者は、「原子炉等規制法」第 45 条の規定に基づき、再処理施設の工事（変更工事）に着手する前に、

再処理施設に関する設計及び工事の方法について経済産業大臣の認可を受けなければならない。

(3) 再処理施設の使用前検査

再処理事業者は、「原子炉等規制法」第46条の規定に基づき、再処理施設の工事及び性能について経済産業大臣の検査を受け、合格した後でなければ、再処理施設を使用してはならない。なお、検査の一部については機構にて実施している。

(4) 施設定期検査

再処理施設における施設定期検査は「原子炉等規制法」第46条の2の2の規定に基づき、経済産業大臣が行う検査であり、年1回実施される。また、検査の一部については機構にて実施している。

(5) 保安検査

保安検査は「原子炉等規制法」第50条第5項の規定に基づき、再処理事業者の保安規定の遵守状況について定期的に行う検査であり、年4回実施される。

3. 4. 核燃料輸送について

(1) 運搬に関する確認

原子力事業者等は、実用発電用原子炉に供する核燃料物質等を陸上輸送により工場等の外において運搬する場合には、「原子炉等規制法」第59条第1項に基づき、全ての輸送物について省令で定める技術基準に従って保安のために必要な措置を講じることが求められるとともに、B型輸送物、核分裂性輸送物及び六ふっ化ウラン輸送物に関しては、同2項に基づき、運搬する物については経済産業大臣、運搬方法等については国土交通大臣による基準への適合の確認を受けなければならない。経済産業大臣による確認は、核燃料物質やこれを収納する輸送容器に対して発送前に行われる。

2007年度において、経済産業大臣による運搬物の確認は150件行われた。

(2) 容器の承認

回復・継続して行われる核燃料物質等の輸送に対する運搬物の確認の手続きを合理化するため、「原子炉等規制法」

第59条第3項に基づき、輸送容器の製造に対する承認制度が設けられている。承認を受けた容器については、運搬する物の確認において容器に関する技術上の基準は既に満たされたものと扱われる。容器承認に際しては、輸送物(収納物+容器)の安全評価を行うとともに、容器の製作の各段階において検査が実施される。なお、容器承認書の交付を受けた者は、その有効期間において原則として1年に1回以上、それぞれの輸送容器について定期自主検査を実施するとともに、その性能を健全に保持することが求められる。

2007年度において、経済産業省では新規に337基の容器承認、2,496基の更新承認、128基の廃止届けがなされ、2008年3月時点で経済産業大臣による承認容器の総数は3,448基である。また、2007年度に実施された運搬物確認のうち、144件が承認容器による。

(3) 設計の承認

輸送容器は、同一設計のものが複数製作されることが一般的であるため、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」第21条第2項に基づきあらかじめ輸送物の設計承認を受ける形で容器承認手続きを合理化できる制度を設けている。

2007年度には、経済産業省では2件の設計変更の承認を行った。

3. 5. 新しい耐震設計審査指針について

(1) 耐震設計審査指針の改訂

原子力安全委員会では、1996年度から、原子力施設の耐震安全性に関する最新知見等の情報収集・整理を実施し、2001年6月にその調査の成果が取りまとまったことを受けて、下部組織の原子力安全基準専門部会に対して、耐震安全性に係る安全審査指針類について調査審議を行うよう指示した。これを受け、同部会は、同年7月に耐震指針検討分科会の設置を決定した。

同分科会においては、耐震設計審査指針(以下「耐震指針」という。)を全面的に見直した改訂耐震指針(以下「新耐震指針」という。)(案)の検討に係る調査審議が行われ、2006年4月末に新耐震指針(案)の原案が取りまとめられた。その後、パブリックコメントにおける意見等を踏まえ、新耐震指針(案)を一部修正し、同年9月19日

に、耐震指針が改訂された。

(2) 新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性評価（バックチェック）

原子力安全・保安院は、耐震指針の改訂状況を踏まえ、2006年5月に「発電用原子炉施設の新耐震指針の取りまとめに対する経済産業省原子力安全・保安院の対応について」を公表した。この中では、「耐震指針改訂の目的を踏まえ、既設発電用原子炉施設についてもバックチェックを行うことにより耐震安全性への信頼性の一層の向上を図っていくこと」等を明らかにした。

同年9月19日に、原子力安全委員会により耐震指針が改訂されたことを受け、同年9月20日、原子力安全・保安院は、既に公表した上記方針に従い、各電力会社等に対して、既設発電用原子炉施設等についてバックチェックを実施し、その結果を報告することなどを求めた。これに対して、各電力会社等は、同年10月にバックチェックの実施計画を原子力安全・保安院に提出した。

原子力安全・保安院は、電力会社等からのバックチェック結果報告がなされたものから、順次、その内容の妥当性を原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会において検討するなど厳正に確認することとしている。

なお、既設の原子力発電所については、各電力会社から2008年3月末までに新耐震指針に基づく耐震バックチェックの中間報告等が提出されている。

3. 6. 原子力発電所の検査について

(1) 施設検査

(ア) 定期検査

実用発電用原子炉における定期検査は、「電気事業法」（以下、「電事法」と略す。）第54条第1項に基づき、経済産業大臣が実施する検査であり、約13カ月に1回実施する。

2003年10月以降、定期検査は事業者が行う定期事業者検査に立会い、又はその記録を確認することとし、検査項目の一部を機構で実施することとした。

(イ) 使用前検査

使用前検査は、「電事法」第49条第1項に基づき、経済産業大臣が実施する検査である。新設（又は変更）の電気工作物の使用開始を許可するための検査であり、工事の工

程ごとに行われる。

電気工作物の工事計画の認可又は届出があったものについて、その工事計画との適合性、技術基準との適合性を確認するものであり、使用前検査に合格した後でなければ、その電気工作物を使用してはならない。

2003年10月以降、検査項目の一部を機構で実施することとした。

(ウ) 定期安全管理審査

定期安全管理審査は、「電事法」第55条第4項に基づき、事業者が行う定期事業者検査の実施体制について機構が行う審査である。国は、機構が行った審査結果から、定期事業者検査の実施体制を3ランクに評定する。

A：当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る

B：当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る

C：当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得るために、相当程度改善すべき事項がある

(エ) 燃料体検査

「電事法」第51条第1項又は第3項（輸入燃料体検査に係る事項）に基づき、原子力発電所で使用する燃料体の使用を認めるため、経済産業大臣が実施する検査である。

国産燃料体の検査は燃料体の加工の行程ごとに行われ、輸入燃料体の検査は申請書等の審査と燃料体の外観確認により行われる。

原子炉で使用される燃料体（国産燃料、輸入燃料）について、認可された設計との整合性（国産燃料体のみ）、技術基準との適合性を確認するものであり、燃料体検査に合格した後でなければ、その燃料体を使用してはならない。

2003年10月以降、検査項目の一部を機構で実施することとした。

(2) 保安検査

保安検査は、1999年9月に発生した株式会社ジェー・シー・オー（JCO）のウラン加工施設における我が国初の臨界事故を教訓として、「原子炉等規制法」第37条第5項に基づき、原子炉設置者に対し、主務大臣が定期的に年4回実施する保安規定の遵守状況に関する検査であり、

2000 年 8 月から実施している。

また、後述する検査制度の見直しのうち、先述の発電設備の総点検を踏まえ、先行して実施することとされた、「安全確保上重要な行為に着目した検査制度の導入」として、定期検査に伴う起動・停止時の保安検査及び運転上の制限を逸脱した場合の検査が 2007 年 9 月 30 日から導入されている。

(3) 保安規定

保安規定は、「原子炉等規制法」第 37 条第 1 項に基づき、原子炉設置者が運転開始後の原子炉施設ごとにとるべき保安に関する基本事項（職務・組織、保安教育、運転、安全審査、管理区域、放射線管理、定期的な検査、核燃料の取扱い、放射性廃棄物の廃棄、保安記録 等）を定め、経済産業大臣が認可することとなっている（当該規定を変更したときも同様の手続を要する）。

1999 年 12 月に JCO 臨界事故を受けて「原子炉等規制法」が改正され、保安検査が導入されたことから、2001 年 1 月に保安規定の内容の充実、具体化を図った大幅な変更認可を行った。

その後、検査制度の見直し等を進めていたところ、2002 年 8 月に東京電力株式会社による不正問題が発生し、これまでの検討結果を踏まえて、新たに品質保証に関する事項、保守管理に関する事項等を保安規定の記載すべき事項として 2003 年 10 月に省令を改正した。

(4) 検査制度の見直し

2003 年 10 月の検査制度の導入から 2 年強が経過したことから、この間の事業者及び規制当局である原子力安全・保安院の取組状況を検証し、安全確保の一層の向上を図るべく、2005 年 11 月に原子力安全・保安部会「検査の在り方に関する検討会」を再開し、今後の検査制度の在り方についての検討を実施した。2006 年 9 月には、今後の検査制度の改善の方向性を示した報告書を取りまとめている。その中で、検査制度の実施状況や、美浜 3 号機の二次系配管破損事故の原因分析、高経年化対策の一層の充実の必要性などを踏まえ、[1]保全プログラムに基づいた個々のプラントごとの特性に対応したきめ細かい検査の導入、[2]運転中・停止中を問わず安全確保上重要な行為に着目した検査の導入、[3]人的過誤等の直接原因、組織要因又は組

織風土の劣化による不適合の是正の徹底、などが必要との提言をしている。これらのうち[2]と[3]については、2007 年に施行済みであり、[1]については、2008 年度からの実施を目途として具体的な検討を行っている。

(5) 原子力発電所の高経年化対策の充実

2004 年 8 月 9 日に発生した関西電力(株)美浜発電所 3 号機二次系配管破損事故を契機に、地元自治体をはじめとして、原子力発電所の高経年化問題への関心が高まった。さらに、運転開始後 30 年を迎えるプラントの数は、2010 年には 20 基、2015 年には 30 基を超える。このような現状から、原子力安全・保安院としては、従来の高経年化対策の検証とこれを踏まえた対策の充実について検討するため、2004 年 12 月に総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会に高経年化対策検討委員会を設置し、検討を行ってきた。

本委員会における議論を踏まえ、2005 年 8 月には最終報告書「原子力発電所の高経年化対策の充実について」を取りまとめ、高経年化対策の充実のため、[1]透明性と実効性の確保、[2]技術情報基盤の整備、[3]企業文化・組織風土の劣化防止及び技術力の維持・向上、[4]高経年化対策に関する説明責任の着実な履行を新たな施策として挙げている。

原子力安全・保安院は、同報告書を踏まえ、運転年数が長期にわたる原子力発電所の安全対策として、2005 年 12 月に、事業者に対し、運転開始後 30 年を迎えるまでに経年劣化の技術評価の実施結果とともに、新たに追加する保守管理活動を実施するための長期保全計画及び同計画の実施状況について、国に報告することを義務づけた。

2006 年 1 月から新制度の運用が開始され、以降これまで 10 のプラントについて事業者による評価書が国に提出され、このうち、6 つのプラントについて、国の審査結果を公表している。

3. 7. 原子力施設の廃止措置について

廃止段階の規制については、2005 年に従来の原子炉解体届けの提出に替えて、国が廃止措置の計画の認可を行うことを骨子とした原子炉等規制法の改正を行い、原子炉設置者は原子炉施設の廃止に関して解体の方法、核燃料物質の管理及び譲渡、核燃料物質によって汚染された物の廃棄

等を記載した廃止措置計画について、経済産業大臣の認可を受けることとした。日本原子力発電株式会社は、1998年3月31日に営業運転を停止した東海発電所について2006年3月10日に廃止措置計画の認可申請を行い、経済産業大臣は同年6月30日に認可した。

同発電所の廃止措置計画の概要は次のとおりである。

- ・廃止措置期間 2001年度～2017年度（約17年間 改正前の原子炉等規制法に基づく解体届出の期間を含む。）
- ・東海発電所の原子炉、附属設備及び建屋を解体撤去する。
- ・原子炉領域については、約10年間の安全貯蔵の後、解体撤去する。
- ・原子炉領域以外の附属設備等は、安全貯蔵期間も含め順次撤去する。
- ・各建屋は汚染を除去した後、管理区域を解除して撤去する。

この廃止措置期間中に発生する廃棄物の量は次のとおりである。

- ・低レベル放射性廃棄物 約27,800トン
- ・放射性廃棄物として扱う必要のない廃棄物 約40,200トン
- ・放射性廃棄物でない廃棄物 約128,700トン

また、独立行政法人日本原子力研究開発機構は2003年3月29日に運転を終了した新型転換炉ふげん発電所（研究開発段階発電用原子炉。現在、原子炉廃止措置研究開発センターに名称変更。）について2006年11月7日に廃止措置計画の認可申請を行い、経済産業大臣は2008年2月12日に認可した。

同センターの廃止措置計画の概要は次のとおりである。

- ・廃止措置期間 2007年度～2028年度
- ・原子炉、附属設備及び建屋を解体撤去する。
- ・原子炉領域については、約10年間の安全貯蔵の後、解体撤去する。
- ・原子炉領域以外の附属設備等は、安全貯蔵期間も含め順次撤去する。
- ・各建屋は汚染を除去した後、管理区域を解除して撤去する。

この廃止措置期間中に発生する廃棄物の量は次のとおりである。

- ・低レベル放射性廃棄物 約50,900トン
- ・放射性廃棄物として扱う必要のない廃棄物 約600トン

- ・放射性廃棄物でない廃棄物 約141,000トン

3. 8. 放射性廃棄物の処分に係る安全規制について

(1) 放射性廃棄物処分の意義と経緯

原子力の研究、開発及び利用に伴い、様々な放射性廃棄物が発生する。放射性廃棄物のうち、使用済燃料の再処理に伴い発生する放射能レベルの高い廃液（高レベル放射性廃液）やこれをガラス固化したものを高レベル放射性廃棄物といい、これ以外の放射性廃棄物は総じて低レベル放射性廃棄物と呼ばれている。こうした放射性廃棄物を安全に処理・処分することは、原子力の便益を享受した現世代の責務である。

2005年10月に原子力委員会で決定された原子力政策大綱では、放射性廃棄物の処分方法を早急に明確にして、その実現に向けて計画的に取り組むことが重要であると指摘している。具体的には、発生者責任、放射性廃棄物最小化、合理的な処理・処分、国民との相互理解に基づく実施の4原則を示し、発生者等の関係者は、新知見や新技術を取り入れて、安全で効率的な処理・処分を行うとともに、国は、必要な研究開発の推進、適切な規制と誘導措置を講ずるべきであるとしている。

「合理的な処理・処分の原則」に則り、高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）は地層処分が計画されており、低レベル放射性廃棄物については、含まれる放射性物質やその放射能レベルに応じて区分され、それぞれの放射性廃棄物に応じて浅地中処分、余裕深度処分及び地層処分といった処分方式が適用されることとなる。これらの処分方式はいずれも地中への埋設を行うものである。

浅地中処分は浅い地中へ埋設する方法であり、余裕深度処分は一般的な地下利用に対して十分余裕を持った深度へ埋設する方法である。一方、地層処分は、人間の生活環境から十分離れた安定な地層中に埋設する方法とされている。

これまでに、原子力発電所から発生する低レベル放射性廃棄物の一部については安全規制制度が整備され、浅地中処分が行われている。しかし、原子力発電所の解体等により発生する低レベル放射性廃棄物の中には、放射性物質の濃度が比較的高く浅地中処分できないものが存在する。このような低レベル放射性廃棄物の一部について、事業者は余裕深度処分の適用を計画しており、現在、処分の実施に向

けた調査・試験が行われている。

また、青森県六ヶ所村における使用済燃料の再処理や海外における再処理に伴い発生した放射性廃棄物（返還廃棄物）など、地層処分の対象となる高レベル放射性廃棄物等の発生及び貯蔵量の増加が見込まれている。

この様な背景から、国の責務として、地層処分や余裕深度処分に関して、災害を防止し公共の安全を図るための安全規制制度の整備が重要な課題となっていた。

(2) 2007 年度の動向

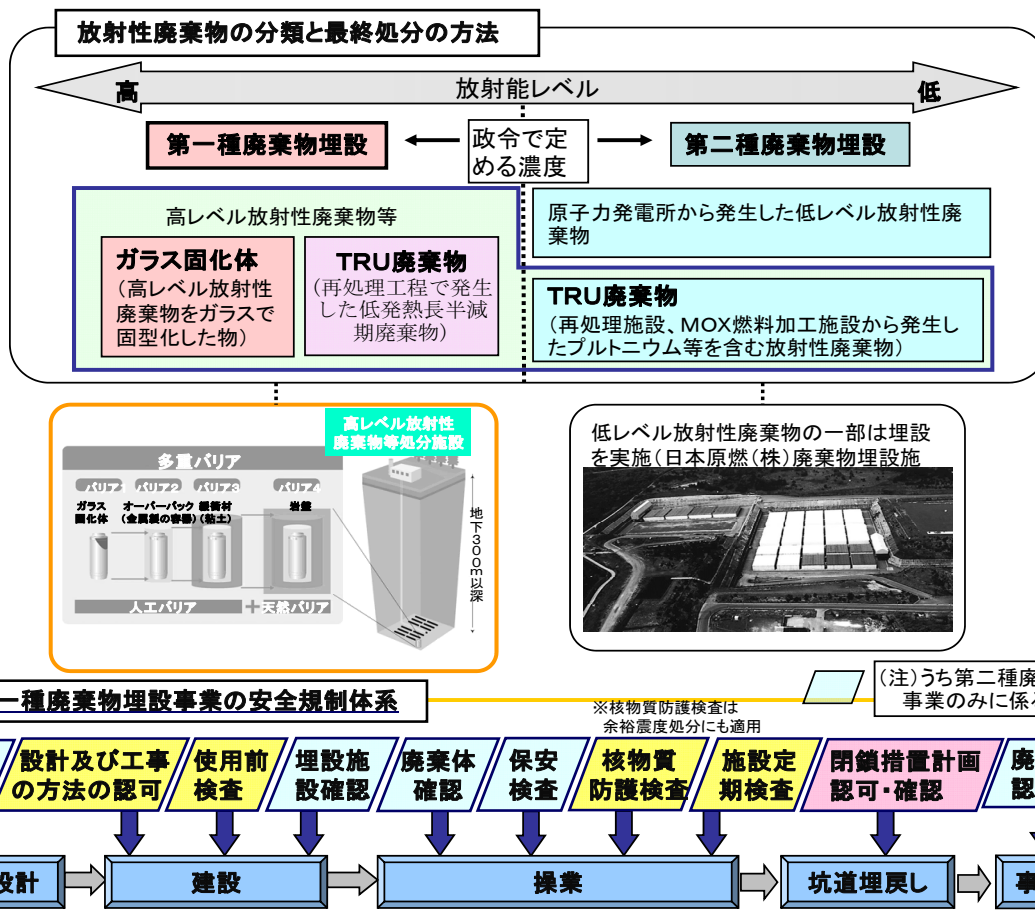
高レベル放射性廃棄物等の地層処分に係る安全規制制度について審議した、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会廃棄物安全小委員会（以下「廃棄物安全小委」という。）報告書「放射性廃棄物の地層処分に係る安全規制制度のあり方について」（2006 年 9 月）を踏まえ、2007 年 6 月、原子炉等規制法及び特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の改正を束ねた「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律」が第 166 回通常国会で成立した。これに伴い、廃棄物安全小委においては、関係省令で規定すべき技術基準等の検討を行い、「高レベル放射性廃棄物等の地層処分に係る安全規制について」（2008 年 1 月）を取りまとめ、高レベル放射性廃棄物等の地層処分に係る関係法令の整備が行われた。（参照図：放射性廃棄物の処分に係る安全規制）

また、低レベル放射性廃棄物の処分に係る安全規制制度について審議した廃棄物安全小委報告書「低レベル放射性廃棄物の余裕深度処分に係る安全規制について（中間報告）」（2007 年 3 月）を踏まえ、同小委は検討課題の技術的検討を行い、「低レベル放射性廃棄物の余裕深度処分に係る安全規制について」（2008 年 1 月）及び「低レベル放射性廃棄物の浅地中処分に係る安全規制について」（2008 年 3 月）を取りまとめた。

さらに、今後、仏国から返還される予定の低レベル放射性廃棄物のうち、計画が具体化されつつあり、その仕様が明確な固型物収納体（CSD-C）について、廃棄物安全小委においては、基本的安全性及びそれを踏まえた安全規制のあり方の検討を行い、「返還低レベル放射性廃棄物のうち固型物収納体（CSD-C）の安全性に係る検討報告書」（2008 年 3 月）を取りまとめた。

一方、日本原子力発電（株）東海発電所における廃止措

置に伴い発生する廃棄物のクリアランス対象物については、2007 年 5 月に、107 トンの鋼材のクリアランス確認証の交付が行われた。クリアランスされた廃棄物については、事業者により所内の遮へい壁や会議テーブル、作業卓等に再生利用する取り組みが進められている。



3. 9. 原子力施設におけるトラブルについて

原子力発電所などの原子力施設(文部科学省所管施設を除く。)においてトラブルが発生した場合、各事業者は「原子炉等規制法」等に基づき、その旨を直ちに経済産業省に報告し、経済産業省はトラブルを公表し、原因の究明及び再発防止対策の確認を行うこととしている。

報告されたトラブルは、2005年度は、実用発電用原子炉については合計15件、研究開発段階炉については0件、その他の原子力施設については0件であった。また、2006年度は、実用発電用原子炉については合計15件、研究開発段階炉については0件、その他の原子力施設については0件であった。

「原子炉等規制法」等に基づき国に報告された原子力施設

におけるトラブル件数の推移

	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度
実用発電用原子炉※ 1	8	11	20	15	15
実用発電用原子炉※ 2	4	2	—	—	—
発電用研究開発段階 炉※1	1	0	0	0	0
発電用研究開発 段階炉※2	1	1	—	—	—
加工・再処理・廃棄 物埋設・廃棄物管理 施設※1	0	0	1	0	0
加工・再処理・廃棄 物埋設・廃棄物管理 施設※2	0	0	—	—	—
合計	14	14	21	15	15

※1：法律に基づく報告

※2：通達に基づく報告

※3：2003年10月の「原子炉等規制法」に係る省令の改正に伴い、通達は省令に一本化された

3. 10. 広聴・広報の充実について

2004 年度に原子力安全に係る広聴・広報を一元的に行う専門部署として、原子力安全広報課を新設し、広報誌やメールマガジン等の多様な媒体による情報提供や原子力施設立地地域への広報を担う原子力安全地域広報官を配置（青森、福島、新潟、福井）するなど、様々な手段を講じて国民に対するきめ細かい広聴・広報活動に努めている。

(1) 原子力安全・保安院幹部による地元自治体への訪問・説明

原子力安全・保安院幹部が、延べ約 110 自治体を訪問し、原子力安全規制上の重要事項について、直接丁寧の説明した。

(2) ニュースレターの発行

2005 年 1 月に創刊し、2007 年度は全国の原子力施設立地地域周辺の住民に新聞折り込みで 4 回、約 56 万部を配布した。

(3) メールマガジンの発行

2005 年 4 月に創刊し、月 2 回、原子力安全・保安院の業務内容や各原子力保安検査官事務所のトピック等を紹介しており、2007 年度末の登録者数は約 1,300 名に達した。

(4) パンフレットの作成

原子力安全・保安院の最新の施策等について、住民に分かり易く説明するためのパンフレットを作成した。

(5) C A T V 用ビデオ等の作成

原子力発電所の定期安全管理審査やその評価結果の内容について、分かり易く説明する番組ビデオを企画制作し、全国の原子力施設立地地域の C A T V 等において放送を行った。

(6) 住民説明会

中部電力（株）浜岡原子力発電所 4 号機において計画されているプルサーマルの安全性について、原子力安全・保安院幹部から、施設立地地域周辺の住民に分かり易く説明するため、静岡県御前崎市においてシンポジウムを開催した。

また、中越沖地震を踏まえた柏崎刈羽原子力発電所の状況について、原子力安全・保安院幹部から、施設立地地域周辺の住民に分かり易く説明するため、柏崎市及び刈羽村で住民説明会を実施した。

さらに、福島県富岡町において、原子力安全・保安院及び地元保安検査官事務所の業務・活動状況や、新潟県中越沖地震を踏まえた、原子力施設の耐震安全性等について、立地地域住民に分かり易く説明するためのシンポジウムを開催した。

(7) 新聞広告の実施

2007 年 7 月に発生した新潟県中越沖地震の対応の一環として、地元新聞に地震による柏崎刈羽原子力発電所への影響及び現状について広告を掲載した。

(8) 直接対話型広聴・広報活動

14 カ所の原子力施設立地地域において、地元のオピニオンリーダー等と原子力安全・保安院幹部とが直接意見交換等を行う「原子力安全地域対話促進事業」を実施した。

(9) リスクコミュニケーション技術研修

原子力安全・保安院の職員及び地方自治体の職員等に対し、リスクコミュニケーションの概念や方法を分かり易く解説するとともに、グループディスカッションを通じて、自らがリスクコミュニケーションの方法等について考えることを促すための研修を実施した。

4. 原子力防災対策

(1) 原子力防災対策への取組

J C O 事故により顕在化した課題の解消に向けて、原子力災害予防に関する事業者の義務、政府の原子力災害対策本部の設置等について特別の措置を講ずることを目的とする「原子力災害対策特別措置法」が 2000 年 6 月より施行され、各種対策を講じている。その中で、国が毎年作成する防災訓練計画に従い、内閣総理大臣等の参加を得て国、地方自治体、原子力事業者等による国の原子力総合防災訓練を毎年実施している。

- ・ 2000 年度：島根県/中国電力（株）島根原子力発電所
（参加者：1,869 人 参加機関：83 機関）
- ・ 2001 年度：北海道/北海道電力（株）泊発電所

(参加者：2,717 人 参加機関：62 機関)

- ・2002 年度：福井県/関西電力(株)大飯発電所

(参加者：4,415 人 参加機関：117 機関)

- ・2003 年度：佐賀県/九州電力(株)玄海原子力発電所

(参加者：9,400 人 参加機関：86 機関)

- ・2004 年度：新潟県中越地震のため中止

- ・2005 年度：新潟県/東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所 (参加者：2,590 人 参加機関：74 機関)

- ・2006 年度：愛媛県/四国電力(株)伊方原子力発電所 (参加者：3,690 人 参加機関：88 機関)

- ・2007 年度：青森県/日本原燃(株)六ヶ所再処理事業所 (参加者：1,834 人 参加機関：70 機関)

(2) 核物質防護対策

2001 年 9 月に発生した米国同時多発テロ事件以降の国際情勢等の変化を受け、治安機関との協力のもと、原子力発電施設等への立入管理の徹底、周辺監視の強化等の警備強化に努めてきた。

核物質防護対策のより一層の強化を図るため、国際原子力機関 (IAEA) の核物質防護に関する勧告等を踏まえ、設計基礎脅威の導入、核物質防護検査制度の創設、核物質防護に係る秘密保持義務の制定を盛り込んだ原子炉等規制法の改正等を行い、2005 年 5 月に公布、同年 12 月に施行された。

また、核物質防護に関する認可・届出等の手続については、「原子炉等規制法」第 43 条の 2 等の規定に基づき原子力施設の核物質防護規定の (変更) 認可を行うとともに、同法第 43 条の 3 等の規定に基づき核物質防護管理者の選任の届出等の処理を行った。

5. 2007 年度の個別事例

(1) 新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の停止

2007 年 7 月 16 日 10 時 13 分頃新潟県中越沖地震を震源地 (深さ 17km) とするマグニチュード 6.8 の地震が発生した。この地震において東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所の 2 号機、3 号機、4 号機、7 号機は設計通り安全に自動停止 (1 号機、5 号機、6 号機は定期検査のため停止していた) し、原子炉を「止める」「冷やす」放射性物質を「閉じこめる」という安全を確保する上で最も重要な機

能は正常に働いた。しかし、安全上重要な設備に大きな損傷はみられなかったものの、事業者による自衛消防体制、事業者から国等への情報連絡体制及び国、事業者から地元に対する情報提供のあり方等の課題が明らかになった。

こうした問題点を受け、経済産業省では原子力事業者に対し、自衛消防体制の強化や、迅速かつ厳格な事故報告体制の構築、国民の安全を第一とした耐震安全性の確認について指示するとともに、国や原子力事業者においてよりの確に対応策が講じられるよう「中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会」を設置し、新潟県中越沖地震が柏崎刈羽原子力発電所に及ぼした具体的な影響の事実関係についての調査や国及び原子力事業者の今後の課題と対応についての検討を行っている。柏崎刈羽原子力発電所の設備の健全性については、事業者の点検結果を踏まえ厳格に確認している。

《新潟県中越沖地震を受けた原子力安全に係る対応について》

- ・2007 年 7 月 20 日 甘利大臣から、電力会社等 10 社に対し、[1]自衛消防体制の強化、[2]迅速かつ厳格な事故報告体制の構築を指示。
- ・2007 年 7 月 31 日 「第一回中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会」を開催。
- ・2007 年 8 月 6 日～10 日 IAEA 調査団調査受け入れ。
- ・2007 年 11 月 15 日 原子力安全委員会より、新潟県中越沖地震による東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所への影響を踏まえた検討に関する報告の要請。
- ・2007 年 12 月 27 日 11 月 15 日の報告の要請に対する報告として、原子力安全・保安院は、「新潟県中越沖地震を踏まえ原子力発電所等の耐震バックチェックに反映すべき事項の中間とりまとめについて」を原子力安全委員会へ報告。同日、原子力事業者等にも、本中間とりまとめを通知。
- ・2008 年 2 月 20 日 「中越沖地震における原子力施設に関する自衛消防及び情報連絡・提供に関する WG 報告書」の取りまとめ。

(2) 発電設備の総点検について

2006 年 10 月 31 日には、中国電力株式会社の俣野川発

電所土用ダムにおいてデータ改ざんが行われていたことが明らかになったことをきっかけに、火力、水力及び原子力発電設備においてデータ改ざんや必要な手続きの不備等の問題が相次いで発覚した。

このような状況を踏まえ、原子力安全・保安院は、同年11月30日に甘利経済産業大臣の指示に基づいて全電力会社に対して総点検を実施するように指示を行った。その結果、原子力、水力、火力を合わせて316事案もの不正が明らかになった。そのうち区分Ⅰ（電気事業法等が安全を確保するために設けている規制に抵触し、同法が確保しようとする安全が損なわれたもの又は損なわれたおそれのあるもの）に該当するものは、原子力分野で、北陸電力志賀原子力発電所1号機の臨界事故隠ぺいや東京電力福島第一原子力発電所3号機の制御棒引き抜けに伴う原子炉臨界等、計11事案、火力分野で計18事案、水力分野で計21事案存在した。

以上のような発電設備の総点検結果を踏まえ、2007年5月7日に「発電設備の総点検に係る今後の対応30項目の具体化のための行動計画」を公表し、これに基づいて主として次の対策を講じた。

電力事業者に対して、重大事故が経営責任者に直ちに報告される体制を構築すること等を内容とする保安規定の変更命令、原子炉内の制御棒の操作をしていない状態において、制御棒が動作したもののについて事故報告の対象とするための省令改正、さらに作業手順書等の遵守を保安措置として位置づける等のための省令改正等に取り組んだ。また、水力発電施設についての技術基準適合命令等の対応も行った。

2008年3月31日には、電力各社の再発防止対策等の実施状況について、特別な保安検査（原子力）及び立入検査（火力・水力）により確認したので、その結果及び今後の対応について公表した。

（ア）特別な保安検査（原子力）

原子力安全・保安院は、評価区分Ⅰに該当する事案が認められた7発電所の再発防止対策に関し、不正を許さない取り組みが経営層の実施的な意識改革や改善努力のもと、計画、実施、評価及び改善といったPDCAサイクルが機能する仕組みとして構築され、自立的かつ継続的な改善につながっていることを確認したため、「特別な保安検査」を

終了した。

今後は、安全文化及びコンプライアンスなど社員の意識変化に係る傾向分析などを含めた有効性評価に着目しつつ、原子力安全に関する企業文化及び組織風土の定着状況について、引き続き、保安検査を通じ厳格にフォローアップすることにした。

（イ）立入検査（火力・水力）

原子力安全・保安院は、電力各社の125水力発電所・5火力発電所への立入検査により、総点検までの安全上の問題が確認されていない行為が継続していた水力・火力発電所について、技術基準適合性の観点から問題ないことを確認した。

また、電力会社各社において、再発防止対策が着実に実施され、自律的な保安活動の向上への取り組みが進められていることを確認した。

しかしながら、保安活動の向上への取り組みは、一過性のものではなく、自主的に継続して着実に行われることが重要であるため、今後も電力各社の保安活動改善の状況について立入検査等を通じて確認することとした。

データ改ざんに伴う総点検について

総点検のねらい

- 過去の不正を前提に記録を改ざんし続けていくという悪循環を断ち切る
- 不正を許さない仕組みを構築すること
- 事故やトラブルの情報を共有し、再発防止に生かすこと
- このような活動を着実に進めていくことにより、電力会社の体質を改善すること

経緯

平成18年 秋	電力会社において、データ改ざんが次々に明らかに。
11月30日	全電力会社に対し、すべての発電設備について、過去に遡り、データ改ざん等の問題がないかの総点検を指示。
平成19年 3月30日	各電力会社から総点検の結果について報告。
4月6日	各電力会社から再発防止対策について報告。
4月20日	今後の発電設備の安全確保の向上に具体的につなげるための30項目の対応策を公表。
5月7日	原子力安全・保安院の具体的な行動計画を公表。
5月21日	電力会社及びメーカーから、行動計画を受領。

評価結果

原子力、水力、火力を合わせて316事案。うち、法令に抵触し安全に影響があったもの(評価区分Ⅰ)は、
 ○原子力:計11事案
 (例)
 ・北陸電力(株)志賀原子力発電所1号機の臨界事故の隠ぺい
 ・東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機の制御棒引き抜けに伴う原子炉臨界
 ・東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所1号機のポンプ起動の不正表示
 ※平成15年10月の新検査制度の適用開始以降に法令に抵触する事例は報告されていない。
 ・水力:計21事案、火力:計18事案

行政処分と総点検結果を踏まえた主な対応

① 保安規定の変更命令(原子力)

評価区分Ⅰとされた4事業者7原子力発電所(9プラント)に対し、重大事故が経営責任者に直ちに報告がなされる体制を構築させること等を内容とする保安規定の変更命令。

② 保安規程の変更命令(水力、火力)

評価区分Ⅰとされた事案のあった10事業者に対して、主任技術者への十分な権限付与、保安教育の充実等を内容とする保安規程の変更命令。

③ 技術基準適合命令(水力)

2水力発電所(東京電力(株)及び北陸電力(株))に対して技術基準に適合させるよう命令

④ 通常の定期検査に加え、期間を延長して特別な検査を実施(原子力)

直近の定期検査は、前倒し又は延長して実施

⑤ 特別原子力施設監督官による特別な監視・監督の実施(原子力)

行政処分対象の7原子力発電所の監督を行わせるため、特別施設監督官7名を発令

⑥ 立入検査の実施(水力、火力)

125水力発電所と、5つの火力発電所について技術基準適合状況の確認のため立入検査を実施。

⑦ 制御棒引き抜け等の報告義務化(原子力)

事故故障報告対象に制御棒引き抜け等に関する事項を追加(省令改正済)

⑧ 検査制度見直しの一部先行実施(原子力)

・安全上重要な行為(起動・停止)への保安検査を実施
 ・運転上の制限逸脱時に通報を求める

産業保安

中央省庁の再編により、2001年1月6日に原子力安全・保安院が設置され、これまで通商産業省環境立地局が実施していた火薬類、高圧ガス、石油コンビナート、液化石油ガス、鉱山の保安行政と資源エネルギー庁が実施していた電気、都市ガス、熱供給を原子力安全・保安院に一元化した。

1. 産業保安監督部の発足

(1) 産業保安監督部の発足

近年、産業事故に対する社会的関心が高まっている中、2003年以降大規模な産業事故が続発し、情報収集や原因調査、再発防止等に関し、一層迅速、かつ、明確な責任・監督体制下での対応が求められている。

これまで、鉱山の保安規制は、原子力安全・保安院の地方組織である「鉱山保安監督部」が実施してきたが、鉱山保安以外の電気工作物(原子力を除く)、火薬類、各種高圧ガス設備、都市ガス、LPガス等の保安やコンビナート防災等の一般産業の保安については、経済産業局が所管していた。

前述のような背景の下、規制当局に対して、責任の明確化と災害発生時における迅速な対応が求められており、こうした要請を踏まえ、経済産業局が所掌している産業保安規制事務について、原子力安全・保安院長の指揮監督下に置き、その責任の一元化・明確化を図ることとした。

このため、2005年4月1日、経済産業局の産業保安部門である電力安全課及び保安課を原子力安全・保安院の地方組織である鉱山保安監督部に統合させることにより、新たに「産業保安監督部」が発足した。

[illegible]

「熱供給事業法」は、熱供給施設の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保することを目的としている。

(2) 新潟県中越沖地震における都市ガス事業・施設に関する検討会

2007 年 7 月に発生した新潟県中越沖地震(新潟県上中越沖の深さ 17km を震源とするマグニチュード 6.8 の地震)では、約 3 万 4 千戸の供給停止が発生した。この復旧にあたっては、29 業者、延べ約 6 万人・日の復旧応援人員によっても、地震発生から 42 日を要した。原因は、地下水位が高かったこと、漏水による導管内への水の侵入が多かったことや、軟弱地盤であるため掘削作業に難渋したこと、中圧ガス導管 26 カ所(柏崎市)及びガス導管事業者の高圧ガス導管 2 カ所の破断の発生といったこれまでにないガス工作物の被害が発生したこと等が挙げられる。

これらを受け、原子力安全・保安院では、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会ガス安全小委員会の下に「新潟中越沖地震における都市ガス事業・施設に関する検討会」を設置し、今回の被害状況や緊急時対応の状況及び復旧作業に関する調査を行い、地震に強いガス工作物、地震発生時のガス事業者の対応及び地震発生後の都市ガス復旧対策の今後のあり方について検討を行った。

検討の結果、今回の地震で新たに経験した、小口径で長い直線状の配管における、いわゆる長柱座屈への対応の必要性や、復旧時における移動式ガス発生設備の有効性や更なる活用促進の必要性、緊急時における供給遮断の迅速かつ確実な実施のための連絡手段の多重化等の必要性が示された。

(3) 2007 年ガス事故報告の概要

「ガス事業法」施行規則第 112 条に基づき 2007 年に国に報告された事故の件数は 370 件であり、製造段階における事故 17 件、供給段階における事故 196 件、消費段階における事故 157 件であった。これまでの傾向同様、供給段階の事故件数が過半を占めている。また、死亡者数は全体で 7 名であり、内訳は製造段階 0 名、供給段階 3 名、消費段階 4 名であった。2006 年と比較すると、事故件数は 161 件増加し、死亡者は 4 名増加した。このうち 3 名は北見事故による死亡者である。

製造段階における事故は、17 件の報告があり、2006 年に比べて 2 件減少した。主として、簡易ガス事業者の特定製造所における供給死傷事故である。

供給段階における事故の報告件数は 196 件と 2006 年に比べ 87 件増加した。全 196 件のうち、交通困難が大半の 114 件。その原因の 4 割が道路工事、水道工事等の他工事によるもので、6 割は経年管等からの漏えいの修繕時に伴うものであった。

消費段階における事故の報告件数は 157 件と 2006 年の 81 件に比べ 76 件増加した。中でも漏えい・着火による機器焼損が増加した。このうち 20 件はリコール品の屋外式風呂釜であり、風呂釜・給湯器ともに経年劣化等が多いものと見られる。

事故報告件数が、前 5 年間(200 件程度)に比べ、ほぼ倍増(370 件)した主な要因としては、パロマ事故発覚(2006 年 7 月)等に伴うガス事故への社会の注目の高まりや、消安法の事故報告制度の強化(2007 年 5 月)の中で、ガス事故に該当するか否か判然としなかった限界的事例の報告が増加したことが挙げられる。

都市ガス事故集計表

		2005 年	2006 年	2007 年
製造	事故件数	9	19	17
	死亡者数	1	0	0
供給	事故件数	106	109	196
	死亡者数	1	1	3
消費	事故件数	47	81	157
	死亡者数	3	2	4

(4) 北海道北見市ガス漏れ事故

2007 年 1 月、北海道北見市の住宅街で、埋設されているガス導管(ねずみ鋳鉄)の破断に起因するガス漏れ事故が発生し、3 人が亡くなり、11 人が一酸化炭素中毒で病院に運ばれた。その後の北海道ガスによる調査で、現場付近の地中に埋まっている鋳鉄製のガス管が破断し、ガスが漏れているのが発見された。路面が凍結することで大きな荷重が加わり地盤が沈下し、疲労亀裂を起こしやすいねずみ鋳鉄管が強制破断したことが原因と考えられる。これを契機に北見市内のガス漏れ点検を実施したところ、ガス漏れは他に同じ材料のガス導管に亀裂が生じているものが 2 カ所、さらに、鋳鉄継手の亀裂、管の腐食等を起因とするガス漏れ箇所も確認された。

原子力安全・保安院は、「北見市ガス事故対策本部」を

設置し、現地に職員を派遣するとともに、甘利大臣から、北海道ガスに対し、事態の拡大防止・早期収拾及び原因の徹底究明等につき指示した。また、11月までにねずみ鋳鉄管(残り延長5.5km)の入替作業を完了すること、入替終了までの間は漏洩検査を法定1回に上乗せし、2回実施すること、COを含まない天然ガスへの原料転換を2009年8月までに完了させること、住民の方々へ迅速かつきめ細やかな情報を提供することを指示した。4月には当省から北海道ガスに対して再発防止に係る厳重注意及び同社の保安規定の変更に係る命令を行った。

その結果8月に北海道ガスから再発防止策についての報告がなされた。報告内容は、北見市のガス・地盤・導管の特性と事故を踏まえた上での保安規定の見直し、適切な緊急時対応のための職員の保安教育プログラムや緊急時通報のマニュアルの充実・整備、一酸化炭素を含むガスの天然ガス転換の早期化とその具体的計画、今回破断したねずみ鋳鉄管の入替の前倒し実施とその具体的計画等からなるもので、今後同社が、報告内容を確実に実行していくよう指導していくとともに、他のガス事業者においても、それぞれの特性に応じて、同様の取組がなされるよう適切に指導していく。

4. 高圧ガスの保安

(1) 高圧ガス保安行政の取組

高圧ガスの保安に関する規制については、「高圧ガス保安法」及び「石油コンビナート等災害防止法」の規定に基づき、製造、貯蔵等の高圧ガスの取扱いや容器の製造及び取扱いに係る保安を確保するとともに、民間事業者による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進することにより、公共の安全を確保している。

(2) 高圧ガス及び火薬類保安分科会高圧ガス部会

高圧ガス及び火薬類保安分科会高圧ガス部会は高圧ガスの保安に関する重要事項の調査及び審議を所掌事務としている。第7回高圧ガス部会(2007年7月開催)では(ア)最近の高圧ガス保安法関係の事故・コンプライアンス問題の状況について、(イ)最近の高圧ガス保安法の制度改正について、(ウ)安全文化向上を目指す産業保安行政のあり方について議論し、第8回高圧ガス部会(2008年2月開催)では、(ア)三菱化学株式会社鹿島事業所の火災事

故について、(イ)最近の高圧ガス保安法関係の制度改正について、それぞれ有識者による議論を行った。

(3) 高圧ガス製造施設の自主検査拡大等の認定制度の見直しについて

認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者が自ら完成・保安検査を行うことができる対象について、これまで、「認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について(通達)」において、処理能力20%以上の増加を伴う改造工事が行われないものに限定してきたが、構造改革特別区域計画及びその全国展開を図るため、「認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について(内規)」(2007年5月30日付平成19・05・16原院第1号)として通達の改正を行った。

これにより、自主検査の対象が拡大され、処理能力の20%上の増加を伴う変更工事が実施された場合であっても、当該変更工事に係る原料、製造する高圧ガスの種類、製造方法及び設備管理、運転管理等の管理が変更工事前と同等と認められる場合には、当該変更工事に伴う完成検査及び変更工事後の保安検査を認定事業所が自ら行うことができることとなった。

(4) 高圧ガス事業者への指導について

高圧ガス保安の確保が適切に行われるよう立入検査を実施した。

(ア)行政による事後的な監視として行っている立入検査を12件実施した。

(イ)高圧ガス保安法関係の法令違反や認定基準に満たない事項が確認された場合、改善指示などの行政指導並びに認定の取消し処分など厳正に対処するとともに、プレスリリースや原子力安全・保安院のホームページへの掲載などを通じ対外的に公表し透明性を高めている。なお、2007年度において認定の取消を行ったものは以下の事例がある。

・三菱化学株式会社鹿島事業所の火災事故発生(2007年12月21日)を受けて、経済産業省では、三菱化学株式会社に対し、火災事故原因の報告を指示し、当該報告等に基づいて事実関係の把握を行い、高圧ガス保安法に基づき、同社鹿島事業所の完成検査及び保安検査に係る認定を取り消す行政処分を行った。

また、本事故の直接原因であるAOV(Air-Operated

Valve：空気駆動弁）の施錠が実施されなかった事実を重く受けとめ、完成検査及び保安検査の全認定事業所に対し、AOVと同一の機能を有する弁について施錠等の必要な安全措置を確実に講じるよう求め、安全措置の実施状況について報告を求めた。これを受け、2008年3月14日までに認定事業者（49社93事業所）から所要の安全措置を実施している、又は新たに実施した旨の報告を受けた。

高圧ガス事故統計集計

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
1月	26	41	41	39	67
2月	20	38	33	43	47
3月	30	30	47	38	62
4月	35	40	42	41	56
5月	38	37	36	48	37
6月	25	38	35	36	77
7月	27	35	47	63	61
8月	30	46	43	61	56
9月	36	48	45	38	67
10月	42	62	39	44	58
11月	36	39	44	49	64
12月	39	37	52	53	79
合計	384	491	504	553	731
対前年比	36.7	27.9	2.6	9.7	32.2

〔注〕上欄は各月件数。下欄は各月累計件数。速報値のため、変更等があり得る。

「高圧ガス保安法」関係事故件数の推移

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
製造事業所					
冷凍	11	4	15	20	36
コンビナート	16	18	15	37	31
L P	7	11	10	8	26
一般	25	36	26	35	55
計	59	69	66	100	148
移動	27	33	21	30	31
消費	289	367	400	407	533
その他	9	22	17	16	19
合計	384	491	504	553	731

〔注〕速報値のため、変更等があり得る。

5. 火薬類の保安

(1) 火薬類保安行政の取組

火薬類の保安については、「火薬類取締法」の規定に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費等の取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保している。

(2) 高圧ガス及び火薬類保安分科会火薬部会

火薬類の保安に関する重要事項を調査・審議するために、総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会の下に火薬部会、同部会の下部機関として、煙火保安小委員会、産業火薬保安分科会、特則検討小委員会を設置している。2007年1月に煙火保安小委員会を開催し、煙火の消費中において打揚従事者等に致命的な被害を及ぼす危険がある「筒ばね」等による災害を防ぐための措置（遠隔操作による点火方法を推進するとともに、打揚筒に近接して煙火を打ち揚げる場合には、打揚従事者の安全を確保するための措置を義務づける等）について検討を行った。その結果を踏まえ、2008年2月8日に火薬類取締法施行規則の改正を行ったところ。なお、安全確保のための措置については、2009年1月1日に施行されることとなった。

また、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ロンドン条約）の内容を強化する議定書の発効に伴い、これまで自衛隊により海洋投棄されていた不発弾及び実包等について、2007年4月1日から海洋投棄が禁止されることになったため、2007年3月に産業火薬保安小委員会を開催し、不発弾の処理に関する技術基準（不発弾を陸上において安全に処理できるよう、耐爆型の工室の構造、処理設備及び処理方法を定める等）及び実包等の廃棄に関する技術基準（実包等を陸上で安全に処理できるよう、燃焼炉を用いて燃焼処理する等）について検討を行った。その結果を踏まえ、2007年10月24日に、火薬類取締法施行規則を改正した。

2007 年火災類事故 総括表（取扱・種類別一覧表）

取 扱	項 目 種 類 別	事故件数		死亡者数		負傷者数	
		件数	計	人数	計	人数(重一軽)	計(重一軽)
①製造中	産業火災	2	6	0	0	0 - 1	2 - 3
	煙 火	4		0		2 - 2	
	がん具煙火	0		0		0 - 0	
②消費中	産業火災	7	38	0	0	0 - 0	7 - 39
	煙 火	29		0		7 - 34	
	がん具煙火	2		0		0 - 5	
③運搬中	産業火災	1	1	0	0	0 - 0	0 - 0
	煙 火	0		0		0 - 0	
	がん具煙火	0		0		0 - 0	
④貯蔵中	産業火災	0	0	0	0	0 - 0	0 - 0
	煙 火	0		0		0 - 0	
	がん具煙火	0		0		0 - 0	
⑤がらうち	産業火災	0	1	0	0	0 - 0	1 - 0
	煙 火	0		0		0 - 0	
	がん具煙火	1		0		1 - 0	
⑥その他事故	産業火災	2	3	0	0	0 - 2	0 - 2
	煙 火	0		0		0 - 0	
	がん具煙火	1		0		0 - 0	
合 計	産業火災	12	49	0	0	0 - 3	10 - 44
	煙 火	33		0		9 - 36	
	がん具煙火	4		0		1 - 5	

6. 液化石油ガスの保安

原子力安全・保安院は、一般消費者等が生活の用に使用する液化石油ガス（以下、「L P ガス」と略す。）による災害の防止を目的とする「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下、「液石法」と略す。）の実施及びL P ガス販売事業者等への立入検査の実施による事後規制など同法の適正な運用を図るとともに保安対策の高度化を図るための調査・研究開発について下記を実施した。

(1) ガス事故防止のための措置

(ア) 平成 19 年 10 月東京都江戸川区のL P ガス一般消費者宅で発生したL P ガス爆発により 1 名が死亡。これを受け、同年 10 月末日に各都道府県知事及び各産業保安監督部長に対し、質量販売に関する調査を依頼した結果、L P ガス保安法令の基準に適合しない質量販売を行っている事業者や法令に定める消費機器調査を行っていない事業者が多数存在したことから、事業者に対し、同調査結果を周知し、法令の基準に適合させるよう必要な対応を各都道府県知事及び各産業保安監督部長に要請した。

(イ) 一般消費者宅で、L P ガスの供給から他のエネルギー

一源に切り替える際、L P ガス販売事業者に無断でL P ガス工事の知見のない者がL P ガスガス供給設備等を取り外す工事を行い、重大事故に直結するような事例が発生したことから、事故発生を防止するため、L P ガス供給設備等の取り外しに関しては、液化石油ガス設備士に限定するなどのL P ガス保安法施行規則を改正した。

(2) 液石法における諸制度の見直し検討

L P ガス保安対策としては、自主保安原則、保安機関への委託制度等を導入した改正液石法の施行から 10 年が経過。また、過去 2、3 年、L P ガス事故が増加傾向にあること、コンプライアンス上の重大な問題が発生していることを受け、2007 年 11 月からL P ガスの 3 団体など保安業務に精通した者を委員として、非公式な勉強会を実施し、保安確保に関する検討課題を抽出した。

(3) L P ガス販売事業者等への指導について

L P ガス販売事業者等における保安の確保・高度化の努力が適切に行われるよう下記を実施した。

(ア) 行政による事後的な監視として行っている立入検査を 12 件実施した。

(イ) 立入検査を行った結果、複数の事業所において保安に係る帳簿への虚偽の記載、多数の保安点検業務の未実施等重大な法令違反が認められたため、保安業務の改善命令並びに改善指示及び厳重注意の行政指導によって厳正に対処するとともに、プレスリリースやホームページへの掲載などを通じ対外的に公表するとともに、L P ガスの団体を通じて、L P ガス保安業務の確実な実施等の周知及び指導を求めた。

(4) 液化石油ガス保安対策指針の策定について

消費者の保安確保の一層の充実及び重大事故の早期撲滅の観点から、2007 年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針を策定した。本指針は、[1]法令遵守委の徹底（経営者の保安確保へ向けたコミットメント、保安確保に向けた自主行動計画の策定など）、[2]リスクマネージメントの導入（ダブルチェック等による組織内の適切な管理、リスク管理手法の導入など）、[3]事故防止対策（一般家庭における一酸化炭素中毒等の事故防止対策、埋設管・機器等の事故防止対策など）、[4]自然災害対策の 4 点を重点項目と

して、管のＬＰガス販売事業者等に対し通知し、自主的な保安対策を実施する際の指針として周知徹底を図った。

(5) 調査・研究開発の実施について

バルク貯槽内の残ガスを安全かつ効率的に回収、調整器の経年劣化等による異常等を故障前に簡易に検知出来る等ＬＰガスの流通・消費段階において、国が技術開発により保安対策の高度化を図り、事故・災害を未然に防止するとともに、ＬＰガスの生産・流通の合理化に資するための[1]調整器の経年劣化等異常検知技術の調査研究、[2]バルク貯槽ガス回収システムの開発、[3]バルク供給システム保安対策調査研究等を高圧ガス保安協会等へ委託して行った。

(6) 指導・普及の実施について

ＬＰガス等を取り扱う事業者の自主保安を促進し、事故・災害を未然に防止するために、[1]地域の指導者となるべき保安専門技術者の育成及びインターネットを利用した各種保安高度化関係情報の提供、[2]保安技術講習会及び保安機関係業務等の個別指導等を高圧ガス保安協会等へ委託して行った。

そのほか、ＬＰガス販売事業者等の保安技術レベルの向上のための講習会事業、保安技術者向けwebサイトの運営事業を実施しており、一般消費者等に対しては、関連業界団体と協力して、チラシの配布、新聞・雑誌広告等、各種広報活動を通じて、ＬＰガスを安全に使用するために必要な知識の拡大のため普及・啓発事業を実施した。

(7) 液化石油ガス消費者保安功績者原子力安全・保安院長表彰について

ＬＰガスの保安高度化を図るため、ＬＰガス保安法令に定める以上の自主的な保安活動を積極的に推進し顕著な功績を挙げたＬＰガス販売事業者等、16 者に対し表彰を行った。また、表彰者を周知するため、保安院や関係団体のホームページ等で積極的に広報を行った。

ＬＰガス一般消費者事故集計表

(年別及び月別事故(累計) 件数)

	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年
1 月	17	6	8	55	20
2 月	11 <u>28</u>	14 <u>20</u>	15 <u>23</u>	49 <u>104</u>	18 <u>38</u>
3 月	8 <u>36</u>	10 <u>30</u>	15 <u>38</u>	8 <u>112</u>	25 <u>63</u>
4 月	4 <u>40</u>	7 <u>37</u>	2 <u>40</u>	7 <u>119</u>	19 <u>82</u>
5 月	10 <u>50</u>	11 <u>48</u>	6 <u>46</u>	11 <u>130</u>	18 <u>100</u>
6 月	12 <u>62</u>	5 <u>53</u>	6 <u>52</u>	11 <u>141</u>	18 <u>118</u>
7 月	10 <u>72</u>	10 <u>63</u>	6 <u>58</u>	18 <u>159</u>	18 <u>136</u>
8 月	9 <u>81</u>	11 <u>74</u>	4 <u>62</u>	19 <u>178</u>	21 <u>157</u>
9 月	8 <u>89</u>	7 <u>81</u>	4 <u>66</u>	11 <u>189</u>	17 <u>174</u>
10 月	12 <u>101</u>	10 <u>91</u>	6 <u>72</u>	10 <u>199</u>	22 <u>196</u>
11 月	8 <u>109</u>	6 <u>97</u>	9 <u>81</u>	9 <u>208</u>	20 <u>216</u>
12 月	11 <u>120</u>	8 <u>105</u>	24 <u>105</u>	11 <u>219</u>	23 <u>239</u>
合計	120	105	105	219	239
対前年 比(%)	+33.3	▲12.5	±0	± 108.6	±9.1

〔注〕 下線部分は各月累計件数

(年別事故件数及び死傷者数)

項目	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年
件 数	120	105	105	219	239
死者(人)	7	2	1	0	4
傷者(人)	86	88	58	78	98

7. 鉱山の保安

鉱山においては、鉱業権者による自主保安体制の確立・堅持を基本とする保安の確保が事業活動の大前提であるが、政府としても、これを補完するため「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき監督検査等を実施した。

また、金属鉱山等の坑廃水などは、放置すれば周辺環境・住民に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、地方公共団体等が行う鉱害防止事業に対して補助金等による支援を行うとともに、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）等を通じて鉱害防

止技術開発、同調査指導、国際技術協力等を実施した。

(1) 災害の発生状況

「鉱山保安法」第41条に基づき、2007年に報告があった災害は次のとおりである。

	災害報告件数	罹災者数 (軽傷以上)
金属・非金属	17	15
石灰石	18	12
石油	7	3
石炭（亜炭を含む）	5	5
合計	47	35

(2) 鉱山保安監督検査等

鉱山（一部休廃止鉱山を含む）における危害及び鉱害を防止するため、「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、産業保安監督部等が監督検査等を実施した。

また、石炭鉱山のうち2炭鉱が坑内掘炭鉱（炭鉱技術移転のための研修炭鉱を含む。）である。露天掘炭鉱に比べ、坑内作業等特有の作業環境下にあることから、災害につながる危険性を内包しており、保安確保に万全を期す必要がある。このため、「鉱山保安法」に基づき、北海道及び九州産業保安監督部等が監督検査等を実施した。

(参考)

(2007 年末現在)

	稼行鉱山数	鉱山労働者数
金属・非金属	193	3,527
石灰石	276	7,004
石油	63	1,392
石炭 (亜炭含む)	13	712
合計	545	12,635

(3) 休廃止鉱山の鉱害防止対策

金属鉱山等においては、閉山後もカドミウム、砒素等の有害物質を含む坑廃水が半永久的に流出するという特殊性があり、地元住民の健康、周辺環境に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、産業保安監督部による監督指導業務に加えて、次のような施策を実施した。

(ア) 休廃止鉱山鉱害防止等工事に係る支援

休廃止鉱山に係る鉱害の発生を防止するため、地方公共

団体及び鉱害防止義務者（鉱業権者等）が行う鉱害防止事業に対して休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（以下「休廃止補助金」という。）を交付（補助率：3/4）した。

(A) 義務者不存在分

鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山について、地方公共団体が実施する集積場の覆土・植栽、坑口の閉そく、坑廃水処理等の事業に対し休廃止補助金を交付した。

(B) 義務者存在分

鉱害防止義務者が存在する休廃止鉱山について、義務者が実施する坑廃水処理事業のうち、義務者の行為に起因しない汚染分（自然汚染、他者汚染）に対し休廃止補助金を交付した。

(イ) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による
鉱害防止支援事業

機構の鉱害防止部門が実施する事業の運営に必要な経費等について運営費交付金を交付し、次の事業を実施することにより、金属鉱山等に起因する鉱害を防止した。

(A) 鉱害防止工事の調査指導業務及び指導支援業務

地方公共団体が実施する鉱害防止事業（鉱害防止義務者が不存在の場合）について、地方公共団体の依頼に応じて事前調査・技術指導等の調査指導業務を実施した。

また、地方公共団体の委託を受けて大規模又は技術的に困難な鉱害防止工事の設計・工事支援、坑廃水処理施設の維持管理の指導支援業務を実施した。

(B) 技術開発業務

鉱害防止対策の効率化・費用低減化等のため、機構において必要な技術の開発に関する調査研究業務を実施した。2007年度は、坑廃水中の亜鉛における処理技術の開発等を行った。

(C) 融資及び債務保証業務

鉱害防止資金（使用済特定施設鉱害防止工事及び坑廃水処理事業分、鉱害防止事業基金拠出金分）及び鉱害負担金資金について融資を行った。

(D) 鉱害防止積立金業務

使用中の特定施設について、使用終了後の鉱害防止工事費用として、「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」の鉱害防止積立金制度に基づき、採掘権者等が積み立てる積立金の管理業務を実施した。

(E) 鉱害防止事業基金業務

恒久的な坑廃水処理費用を確保するため、「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」の鉱害防止事業基金制度に基づき、採掘権者等の拠出した基金の管理・運用業務を実施した。

(ウ) 廃止石油坑井封鎖事業費補助金

鉱害防止義務者が不存在で、漏油等の鉱害が発生又は発生するおそれがある廃止石油坑井の封鎖措置を実施する地方公共団体に対し補助金を交付（補助率：3/4）した。

(4) 技術開発等の推進

(ア) 遠隔海域石油開発環境安全調査

遠隔海域での海洋石油等開発において、浅海操業用施設を利用した場合及び国内実績のない大水深操業用施設を使用した場合の環境保全・労働安全についての調査を行った。

(イ) 石油及び天然ガス鉱山坑井廃止基準調査

石油及び天然ガス鉱山における鉱害を防止するために定められた廃止坑井封鎖基準について、最新の知見等を反映した基準に見直すための検討に資する調査を行った。

(5) 国際協力事業

我が国に蓄積されている保安技術を積極的に海外に移転することにより、鉱害防止、海外の鉱山・炭鉱での事故の減少、保安技術に習熟した人材の育成を通じて、国際社会に貢献することを目的に次の事業を実施した。

(ア) JICAプロジェクト方式技術協力

(A) チリ鉱害防止指導体制強化プロジェクト

チリ国では、稼行・休廃止鉱山の実態に係る情報の未整備、環境対策の企画・モニタリング技術・経験の不足等から休廃止鉱山の放置による環境への影響が懸念されている。このため、我が国に対して鉱害防止体制強化に係る技術協力の要請があり、2002年7月から2007年6月までの協力期間で当該技術協力を行った。

(B) ボリビア共和国鉱山環境研究センタープロジェクト

ボリビアではかつて、たい積場の決壊により国際河川を汚染したこと等を踏まえ、鉱業廃水による水質汚濁防止のための行政制度及びそのための技術の確立を図り、その成果を普及する鉱山環境研究センターを設立する必要があるとの認識に至った。本件に関し、我が国に対

して技術協力の要請があり、2002年7月から2007年6月までの協力期間で当該技術協力を行った。また、この内、化学分析技術等について、更に2年間の期間延長による当該分野のフォローを行っている。

(6) 鉱山保安法施行規則等の一部改正

(ア) 中央鉱山保安協議会

2007年度は中央鉱山保安協議会及び石油鉱山保安部会を開催した。

会 議 の 名 称	開催 年月日	議 事 概 要
第4回石油鉱山保安部会	19.4.6	1. 中間報告の骨子（案）について
第5回石油鉱山保安部会	19.4.27	1. 中間報告書（案）の検討について
第6回石油鉱山保安部会	19.5.22	1. 中間報告書（案）の検討について
中 央 鉱 山 保 安 協 議 会	19.10.9	1. 鉱山保安関係予算・税・財投（概算要求）について 2. 鉱山保安の現況について 3. 石炭じん肺訴訟の状況について 4. その他
第7回石油鉱山保安部会	19.11.21	1. 中間報告書（案）のとりまとめについて
中 央 鉱 山 保 安 協 議 会	20.1.29	1. 平成20年度鉱山保安関係予算・財投について 2. 石油鉱山保安部会中間報告について 3. 平成19年度全国鉱山保安表彰について 4. 石炭じん肺訴訟の状況について 5. その他

(イ) 鉱山保安法施行規則

近年の技術進歩により、軽量化・小型化された電動ファン付き呼吸用保護具が開発され、実用化が可能となったため、新たに鉱山労働者に着用させるべき呼吸用保護具の対象とするため、規則の改正を行った。（2008年3月21日経済産業省令第15号）

(ウ) 鉱業権者が講ずべき措置事例（2008年3月21日施行）

(A) 定期的に粉じん濃度を測定すべき作業場の追加

今般、一般法である労働安全衛生法に基づく粉じん障害防止規則が改正され、粉じん濃度の測定箇所が追加されるところ、当該改正については鉱山においても同様の対応が必要であると判断するため、定期的に粉じん濃度を測定すべき作業場として「坑内においてコンクリート等を吹き付ける場所における作業を行う作業場」を新たに規定した。

(B) 粉じん濃度改善のための措置の追加

粉じん濃度等の測定の結果を評価し、作業環境管理の適否を判断する際の最悪レベルの区分である第3管理区分の坑内作業場について、PDCAサイクルを導入することにより粉じん濃度の継続的改善を促進させるため、目標を設定し、必要な措置を強化又は追加し、定期

測定及び高頻度の簡易測定を行うことにより改善の効果を確認しつつ、更に改善を進める一連の方法について、新たに規定した。

(C) 電動ファン付き呼吸用保護具の着用を禁止する作業の追加

今般、規則を改正し、防じんマスクのほか、電動ファン付き呼吸用保護具についても鉱山労働者に着用させるべき呼吸用保護具の対象とすることとしたが、電動ファン付き呼吸用保護具については、電池が外れ、電気雷管の配線（脚線）等に接触すると、暴発を引き起こすおそれがあるため、「電気雷管の運搬、結線作業等を行う際に電動ファン付き呼吸用保護具を用いるときは、電池を取り外して使用すること」を新たに規定した。

(エ) 第 11 次鉱業労働災害防止計画

鉱山災害防止についての総合的な計画である第 10 次鉱業労働災害防止計画（2003 年度～2007 年度）が 2007 年度で終了することに伴い、鉱山における保安確保対策の一層の強化を図るため、新たに 2008 年度を初年度とする第 11 次鉱業労働災害防止計画（2008 年度～2012 年度）を策定した。（2007 年 3 月 26 日経済産業省告示第 47 号）

○計画の目標：鉱山災害の撲滅

○主要な対策事項

第 10 次計画期間中における災害動向の分析・評価を行い、重大災害等に直結する基盤的な保安対策のほか、主な事項として以下の 3 点を新たに規定。

(A) 自主保安の徹底

鉱業権者は、各鉱山の実情に即したリスクマネジメントを構築すること。

(B) 作業環境の整備

鉱業権者は、粉じん防止等作業環境の整備に積極的に努めること。また、鉱業権者は機械・装置の保安設備等の整備に努めること。

(C) 国における保安確保の取り組み

国は、鉱山におけるリスクマネジメントの実施状況及びその有効性を確認するとともに、リスクマネジメントシステムの構築を支援するため、各種研修及び災害情報の水平展開等の充実に取り組む。

(7) 全国鉱山保安表彰

全国鉱山保安表彰は、鉱山保安に関し特に成績優良な鉱

山及び鉱山保安の確保に特に功労のあった者について、経済産業大臣表彰を行い、保安意識の高揚を図ることを目的に、昭和 25 年度から実施。

(2007 年度表彰式の概要)

・期日：2007 年 10 月 18 日（水）

・場所：メルパルク東京

・被表彰者：

鉱山の部：3 鉱山

保安責任者の部：3 名

保安従事者の部：20 名

保安功労・貢献者の部

保安功労者：2 名

家庭：1 家庭

特別功労・貢献者の部：1 鉱山

8. 産業保安監督部

8. 1. 北海道産業保安監督部

(1) 管轄区域

北海道

(2) 施策の概要

(ア) 電力の保安

電気事業用・自家用電気工作物の工事・維持・運用及び一般用電気工作物に係る保安の監督、指導業務のほか、電気事業用・自家用発電所の公害防止等の指導監督及び電気工事業の保安に関する業務、主任技術者等の電気関係各種資格の審査・交付業務を実施。

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

「ガス事業法」に基づくガス工作物に係る各種届出・審査業務、立入検査、ガス消費機器設置工事監督者資格認定業務、「高圧ガス保安法」に基づく完成検査の認定等の進達、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく立入検査、高圧ガス保安意識の高揚並びに保安の推進のための共同防災訓練の実施、石油コンビナートの火災防止のための合同立入検査、「火薬類取締法」に基づく許認可業務、完成・保安検査、各保安業務に関する事務所、功労者等に対する保安表彰を実施。

(ウ) 鉱山の保安

「鉱山保安法」に基づく各種届出審査等業務、鉱山における危害・鉱害防止に関する保安監督・指導業務、施

業案の審査、地方鉱山保安協議会に関する業務を実施。

また、金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく鉱害防止積立金制度、鉱害防止事業基金制度の運用及び特定施設の鉱害防止事業計画の審査及び検査、鉱害防止技術に関する指導、休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金の交付業務等を実施。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(A) 立入検査実施状況

(単位：件)

項 目	2007 年度
電気事業用電気工作物	5
自家用電気工作物	68

(単位：件)

項 目	2007 年度
水力発電所	26
火力発電所	29
風力発電所	11

(B) 電気事故等発生状況

(単位：件)

項 目	2007 年度
感電又は破損による死傷事故	8
電気火災事故	1
破損又は誤操作による公共被害事故	0
主要電気工作物の破損事故	26
供給支障事故	0
電気事業者間の波及事故	0
自家用電気工作物からの波及事故	17
ダムの異常放流	0

(C) 主要業務処理状況

(単位：件)

項 目	2007 年度
保安規程等届出関係	6,073
主任技術者の選任関係	4,622
主任技術者免状交付関係	58
電気事業用及び自家用電気工作物の 工事計画関係	99
使用開始届出	32
定期事業者検査	99
電気関係報告規則	1,792
電気工事士法・工事業法、認定校・ 養成施設関係	292
電気保安功労者表彰関係	7

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 一般ガス・簡易ガス等保安関係

(a) 立入検査実施状況

(単位：件)

項 目	2007 年度
一般ガス事業者	12
簡易ガス事業者	19
大口ガス事業者	0
ガス導管事業者	0
準用事業者	1

(b) 事故発生状況

(単位：件)

項 目	2007 年
事故件数	25
うち死傷事故	7
うち死亡事故	2
死亡者数	4

(c) 主要業務処理状況

(単位：件)

項 目	2007 年度
工事計画の届出	18
特定ガス工作物変更届出	4
保安規程（変更）届出	40
ガス主任技術者選解任届出	101
表彰関係	4
ガス消費機器設置工事 監督者資格証	40

(B) 高圧ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況・事故発生状況

(単位：件)

項 目	2007 年度
立入検査	0
項 目	2007 年
事故件数	52

(b) 主要業務処理状況

(単位：件)

項 目	2007 年度
大臣認定試験者確認調査	1
管内都道府県ブロック会議	1
表彰関係	13

	高圧ガス輸送保安確保のための共同防災訓練開催地	北海道産業保安監督部、北海道、高圧ガス地域防災協議会の三者共催
2007 年度	苫小牧市	

(C) 火薬類保安関係

(a) 立入検査実施状況・事故発生状況

(単位：件)

項 目	2007 年度
立入検査	0
項 目	2007 年
事故件数	2

(b) 主要業務処理状況

(単位：件)

項 目	2007 年度
製造施設等の変更許可	5
危害予防規程の変更認可	8
国家公安委員会への通報	8
完成検査	3
保安検査	2
製造保安責任者等における 選任・解任届出の受理	1
表彰関係	2

(D) コンビナート保安関係

(a) 立入検査実施状況

(単位：件)

項 目	2007 年度
レイアウト確認検査	3
石油コンビナート等特別防災区域合同立入検査	3

(b) 事故発生状況

(単位：件)

項 目	2007 年
事故件数	6

(E) 液化石油ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況・事故発生状況

(単位：件)

項 目	2007 年度
立入検査	0
項 目	2007 年
事故件数	26

(b) 主要業務処理状況

(単位：件)

項 目	2007 年度
表彰関係	2

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山保安関係

(a) 立入検査等実施（危害関係検査実績）

(単位：件)

項 目	2007 年度
金属・非金属	4
石灰石	18
石油・天然ガス	9
石炭	19

(b) 事故発生状況

(単位：人)

項 目	2007 年
金属・非金属	0
石灰石	1
石油・天然ガス	0
石炭	4

(c) 主要業務処理状況

(単位：件)

項 目	2007 年度
特定施設届出関係	34
保安規程届出関係	26
選任・解任届出関係	128
災害月報等報告関係	544
保安図関係	27
法第 47 条報告関係	1

(B) 鉱害防止関係

(a) 立入検査等実施状況（鉱害関係検査実績）

(単位：件)

項 目	2007 年度
金属・非金属	69
石灰石	6
石油・天然ガス	3
石炭	22

(b) 事故発生状況

(単位：件)

項 目	2007 年
金属・非金属	0
石灰石	0
石油・天然ガス	1
石炭	0

(c) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業

(単位：千円)

	鉱山数	補助金額
2007 年度	13	333, 279

(d) 主要業務処理状況

(単位：件)

項 目	2007 年度
特定施設届出関係	61
事故等報告関係	4
補助金関係	108
特措法関係	31

8. 2. 関東東北産業保安監督部東北支部

(1) 管轄区域

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県（鉱山保安にあつては、次項 8. 3. (1) の管轄区域を除く。）及び新潟県（電気に関するもののみ）。

(2) 施策の概要

原子力発電所を除く電力、都市ガス、火薬類、高圧ガス、

鉱山等に関する安全確保を目的として、各事業者による自主保安を前提に、厳正な監督・検査等を実施した。

更に、各種会議等の開催により、自主保安の意識向上を図り、一層効率的でかつ実効性のある産業保安の推進に取り組んだ。

また、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の施行および補助事業の実施により、鉱害防止事業を推進した。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(A) 電気工作物の検査等の実施

(単位：件)

項 目		2007 年度
使用前安全管理審査	システム	2
	個 別	47
	計	49
定期安全管理審査	システム	10
	個 別	11
	計	21
第三者の安全管理審査の 評価	システム	2
	個 別	150
	計	152

(B) 立入検査の実施

(単位：件)

項 目	2007 年度
電気事業用電気工作物	6
自家用電気工作物	39

(C) 主任技術者免状交付及び電気工事資格認定件数

(単位：件)

項 目	2007 年度
ダム水路主任技術者免状	35
ボイラー・タービン主任技術者免状	29
電気主任技術者免状	114
電気工事資格認定	614

(D) みなし登録電気工事業者の届出件数及び立入検査

(単位：件)

項 目	2007 年度
登録電気工事業者登録・届出関係	1
みなし登録電気工事業者届出関係	46
みなし登録電気工事業者立入検査	23

(E) 各種会議等の開催

ボイラー・タービン主任技術者会議

・2007 年 7 月 12 日 仙台市

ダム・水路主任技術者会議

・2008 年 3 月 4 日 仙台市

(F) 電気事業関係表彰の実施（東北管内分）

電気保安功労者原子力安全・保安院長表彰

項 目	2007 年度
自家用電気工作物設置の事業場	1 事業場
電気事業者の事業場	0 事業場
電気工事業者の営業所の部	2 事業場
電気主任技術者	1 名
電気工事士	3 名
永年勤続者	5 名

・2007 年 8 月 23 日 仙台市

電気保安功労者大臣表彰

項 目	2007 年度
工場等の部	0 事業場
個人の部	3 名

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 立入検査等の実施

項 目		2007 年度
火薬類取締法 (単位：件)	完成検査	7
	保安検査	3
高圧ガス保安法 (単位：件)		0
一般ガス事業 (単位：事業所)		13
簡易ガス事業 (単位：事業所)		30

(B) 会議等の開催

北海道・東北六県火薬類及び高圧ガス並びに液化石油ガス保安関係ブロック会議の開催

・2007 年 7 月 9、10 日 山形市

液化石油ガス消費者保安対策推進会議の開催

・2008年2月27日 仙台市

ガス主任技術者会議の開催

一般ガス事業者：2007年10月29日 仙台市

簡易ガス事業者：2007年10月22日 仙台市

(C) 液化石油ガス販売事業者等保安ヒアリングの実施

・2007年度：販売事業者16社、保安機関23社

(D) 高压ガス保安功労者等の表彰の実施

・2007年11月22日（第21回 高压ガス保安東北大会）

仙台市

（単位：件）

区 分		2007年度
原子力安全・保安院長表彰	優良製造所	2
	保安功労者等	3
	優良販売業者等	2
	優良製造保安責任者等	0
経済産業大臣表彰	優良製造所	0
	保安功労者等	4
	優良販売業者等	2
	優良製造保安責任者等	2

(E) ガス保安功労者表彰の実施

○原子力安全・保安院長表彰

・2007年11月8日 仙台市

一般ガス事業 2007年度：工場等1社、個人6名

簡易ガス事業 2007年度：個人2名

○大臣表彰（東北管内分） 2007年度：該当なし

(ウ) 鉱山の保安

(A) 立入検査の実施

（単位：件）

検査等の種類	2007年度
保安検査	70
鉱害等検査	54
特別検査	8
その他検査（休止鉱山等、集積場、石油坑井）	24
特措法に基づく検査	1
法39条命令調査	2
廃止鉱山調査	1
合 計	160

(B) 保安教育、保安指導等の実施

保安統括者会議の開催

・2007年5月25日 仙台市

全国鉱山保安週間における保安活動の推進

保安指導の実施

・2008年3月10・11日 1 鉱山

保安担当者研修の開催

・2008年12月6日（郡山）、12月11日（盛岡）

(C) 鉱山保安関係表彰の実施

東北地方鉱山保安表彰

区 分	2007年度
優良鉱山	1
保安責任者	0
保安従事者	11
保安功労・貢献者	0

・2007年5月25日 仙台市

(D) 「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」の施行

「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、使用中の特定施設に係る鉱害防止積立金の算定並びに使用済特定施設の鉱害防止事業を計画的に実施した。

(E) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業

・休廃止鉱山で、鉱害防止義務者が不存在又は無資力の鉱山の鉱害防止工事に要する経費の一部を補助金として地方公共団体に交付した。

項 目	2007年度
鉱害防止工事	5
危害防止工事	1
亜炭鉱放置坑口閉そく工事	0
坑廃水处理	11

・休廃止鉱山で、坑廃水处理事業者が実施する坑廃水处理に要する経費のうち、自己の採掘活動に係るもの以外の部分に要する経費の一部を補助金として事業者に交付した。

・2007年度：21件

(F) 廃止石油坑井封鎖事業費補助事業

廃止石油鉱山で、鉱害防止義務者が不存在の鉱山の坑井封鎖工事に要する経費の一部を補助金として地方

公共団体に交付した。

・2007 年度： 1 件

8. 3. 関東東北産業保安監督部

(1) 管轄区域

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県（1 都 10 県）

○電気に関するものについては、新潟県、長野県、静岡県の一部を除く。

○ガスに関するものについては、静岡県磐田市、湖西市、浜松市の一部、袋井市の一部及び浜名郡を除く。

○石炭、けい石及び耐火粘土の生産その他これらの鉱物に係る鉱業については、福島県いわき市、白河市の一部、双葉郡及び西白河郡を含む。

(2) 施策概要

電力、都市ガス・高圧ガス・火薬類・L P ガス及び鉱山の保安について、立入検査等を実施し、法の遵守、保安の確保等について指導を行った。また、災害発生防止のため関係団体等への指導を行った。

電気保安については、事故報告を取りまとめ、電気主任技術者セミナー等における発表等を実施し、事故防止の啓発を促した。

都市ガスについては、ガス工作物等の事故発生及び再発を防止するためガス主任技術者会議その他講習会を通じて周知・啓蒙を図った。高圧ガス、火薬類、L P ガス等については、都県火薬類及び高圧ガス取締担当学会議を開催した。

鉱山の保安については、「第 10 次鉱業労働災害防止計画」及び災害・鉱害の発生状況等を踏まえ、管内鉱山におけるリスクマネジメントシステムを活用した自主保安体制の確立による危害の防止及び鉱害の未然防止を推進するため、2007 年度鉱山保安監督指導実施要領を作成し、監督指導を実施した。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(A) 電気工作物の保安及び電気工事等の関係業務に係る処理

事業用電気工作物の発送変電設備及び需要設備に係

る届出受理等を行うとともに、これらに対する安全管理審査及び立入検査等を実施した。

また、主任技術者の免状交付及び、特種電気工事資格者、認定電気工事従事者の認定証の交付、電気工事業者に対する登録・届出受理・立入検査を実施するなど保安の確保に努めた。

電気工作物の保安及び電気工事関係業務の処理件数

(単位：件)

	2006 年度	2007 年度
電気事業用及び自家用電気工作物の工事計画、安全管理審査関係	1, 500	1, 515
主任技術者の選任関係	32, 036	29, 814
保安規程等関係	40, 417	45, 827
電気事故報告関係	207	184
主任技術者、電気工事士の免状交付等	1, 929	2, 986
電気工事士養成施設の指定・変更届等	16	25
電気工事業者の登録等	137	146
電気工事業者に係る立入検査	19	14
PCB 含有電気工作物の報告関係	2, 058	2, 075
電気安全表彰数	28	29
電気工作物に係る立入検査	101	114
合計	78, 448	82, 729

(B) 電気工作物設置者等に対する指導・監督

電気工作物設置者に対して、自主保安体制の確立のため、保安規程の届出及び主任技術者の選任等の指導監督業務を実施した。電気工事業者に対して、法令遵守等の指導監督業務を実施した。

また、法令改正等については電気主任技術者セミナー、各種電気主任技術者会の説明会等において周知した。

(C) 電気安全推進業務

電気事故報告を分析し事故事例等として取りまとめた。これを電気使用安全月間に実施する電気安全講演会、電気主任技術者セミナー、各種主任技術者会等において発表し、また日本電気協会等の出版物への掲載によって事故防止の啓発を行った。

(D) 事故発生状況

事業用電気工作物の管内の事故報告状況は次のとお

りである。

(単位：件)

	2006 年度	2007 年度
感電死傷事故	27	19
電気火災事故	3	3
電気工作物の欠損等による 人身又は物損等の事故	6	6
主要電気工作物破損事故	29	24
電気事業者の供給支障事故	3	2
電気事業者間で供給支障を 発生させた事故	0	0
自家用電気工作物から電気 事業者へ供給支障を発生させ た事故	138	129
ダムの洪水吐きから異常に 放流させた事故	1	2
合 計	207	185

(イ) 都市ガス・高圧ガス・火薬類・L P ガス等の保安

(A) 都市ガスの保安

ガス工作物の工事、維持及び運用については、工事計画の届出、保安規程の届出、ガス主任技術者の選任等によって保安を確保した。ガス消費機器設置工事業者に対しては有資格者の監督の義務付け、また、ガス事業者に対しては需要家を使用しているガス機器の安全使用の周知、ガス機器の調査を義務付け、立入検査等により指導を行った。

都市ガス立入検査件数

(単位：件)

	2006 年度	2007 年度
一般ガス事業者	29	9
簡易ガス事業者	72	41
大口ガス事業者	0	0
導 管 事 業 者	1	0
準 用 事 業 者	4	2

(B) 高圧ガス、火薬類、L P ガス等の保安

「高圧ガス保安法」、「火薬類取締法」に基づき、それぞれ製造、輸入、販売、貯蔵、消費及び運送について現地調査、施設検査、届出等により指導を行った。「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、家庭・厨房用 L P ガスの供給設備等及び保安機関について立入検査、保安機関の認定、届出等により指導を行った。

火薬類製造施設完成・保安検査件数

(単位：件)

	2006 年度	2007 年度
製造施設完成検査	27	27
製造施設保安検査	13	13

L P ガス立入検査件数

(単位：件)

	2006 年度	2007 年度
販 売 事 業 者	26	29
保 安 機 関	26	29

(ウ) 鉱山の保安

(A) 保安指導員による鉱山保安指導

鉱山におけるリスクマネジメントの普及促進を図るため、管内鉱山において保安指導(リスクマネジメント)を実施した。同指導には管内鉱山の現場担当者が参加した。

(B) 鉱山保安確保のための業務の実施

「鉱山保安法」に基づき鉱山労働者に対する危害の防止及び鉱害の防止等を図るための各種審査等(施業案の審査、施設の届出受理等)の業務を行った。

また、次のとおり立入検査を実施した。

2007 年度立入検査件数

鉱 種 別	保 安	鉱害等	その他
金属・非金属	27	6	2
石 灰 石	39	0	40
石油・天然ガス	19	2	16
亜 炭	1	0	3
合 計	86	8	82

(C) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金事業の実施

(a) 鉱害防止義務者不存在

休廃止鉱山及びその周辺の鉱害調査の結果、鉱害防止対策が必要なとき、鉱害防止義務者不存在の場合は、地方公共団体が事業主体となって、鉱害防止工事の推進を図るよう、その事業に要する経費の一部（3/4）を補助した。

なお、2007 年度は、1 鉱山に対して坑廃水処理事業の補助事業を行った。

(b) 鉱害防止義務者存在

鉱業権は存続しているが既に採掘活動を終了し、今後とも再開の見込みのない鉱山等について、坑廃水処理事業に要する費用のうち、義務者の行為に起因しない汚染分（自然汚染、他者汚染）の処理費用について国と地方公共団体が費用を補助し、坑廃水処理事業者が坑廃水処理を実施した。

なお、2007 年度は、6 鉱山に対して坑廃水処理事業における補助を行った。

(D) 災害発生状況

2007 年（1 月～12 月）の管内の災害発生状況は次のとおりである。

り 災 者 数

(単位：人)

鉱 種 別	2007 年
金属・非金属鉱山	2
石 灰 石 鉱 山	5
石油・天然ガス鉱山	2
亜 炭 鉱 山	0
合 計	9

(参考) 鉱山数・鉱山労働者数

(2007 年 12 月末)

鉱 種 別	鉱 山 数	鉱山労働者数
金属・非金属	32	450
石 灰 石	44	1,530
石油・天然ガス	40	1,034
石炭・亜炭	1	8
合 計	117	3,022

(E) 鉱害発生状況

選鉱場から白濁水が河川へ流出した鉱害が 1 件、また、中越沖地震により、パイプラインから漏油した鉱害が 3 件発生した。

(エ) 保安表彰

電力・ガス・高圧ガス・鉱山の各分野の保安に関し顕著な功績を上げた事業所、事業者、個人等に対し、原子力安全・保安院長表彰を行った。

8. 4. 中部近畿産業保安監督部

(1) 管轄区域

愛知県、岐阜県、三重県、富山県及び石川県を管轄（ただし、電気については長野県全域、静岡県及び福井県の一部を、ガスについては静岡県の一部を含む。）。

監督部は、名古屋に本部を置き、北陸地域の電気及びガス（一般ガス及び簡易ガス）については、富山市に所在の北陸産業保安監督署が管轄している。

(2) 施策の概要

(ア) 電力の安全

電気工作物の工事、維持及び運用を規制することにより公共の安全の確保と電気事故の防止を図るため、電気事業者及び電気工作物施設者等に対する監督指導を行った。

(イ) 各種ガス等・火薬・コンビナートの施策の概要

自主保安体制の徹底、定着を基礎として、法令の適正な運用等によって、公共の安全の確保・公害の防止を図るため、ガス等の事業者及び関係団体等に対する監督指導を実施した。

(ウ) 鉱山の保安

2007 年度は、「第 10 次鉱業労働災害防止計画」の 5 年目であり、同計画を踏まえた鉱山保安監督指導の重点に基づき、災害撲滅の目標達成のために、鉱山に自主保安の理念を一層徹底させるとともに災害防止対策、鉱害防止対策の推進を図るほか、保安教育の充実等を重点施策として指導を実施した。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(A) 変電、送電、需要設備、発電所及び一般用電気工作物の保安確保

(a) 届出の審査及び安全管理審査の実施

2007 年度 130 (24) 件

○使用前安全管理審査件数

・変電、送電及び需要設備 2006 年度 74 (7) 件
2007 年度 39 (11) 件
・水力、火力及び風力発電所 2006 年度 19 (2) 件
2007 年度 3 (7) 件

・ダム水路主任技術者 2006 年度 12 (0) 件
2007 年度 17 (0) 件
・ボイラー・タービン 2006 年度 52 (0) 件
主任技術者 2007 年度 30 (1) 件

注：() 内は再交付件数 (外数)

○定期安全管理審査件数

・火力発電所 2006 年度 21 (0) 件
2007 年度 24 (8) 件

注：() 内は北陸監督署の実施件数で外数

○免状交付件数 (北陸監督署実施分)

・電気主任技術者 2006 年度 18 (3) 件
2007 年度 23 (4) 件
・ダム水路主任技術者 2006 年度 24 (0) 件
2007 年度 15 (0) 件
・ボイラー・タービン 2006 年度 6 (0) 件
主任技術者 2007 年度 4 (0) 件

注：() 内は再交付件数 (外数)

(b) 立入検査の実施

○立入検査件数

・変電、送電及び需要設備 2006 年度 95 (55) 件
2007 年度 66 (52) 件
・水力及び火力発電所 2006 年度 31 (24) 件
2007 年度 44 (32) 件

注：() 内は北陸監督署の実施件数 (外数)

(c) 変電、送電、需要設備及び発電設備の電気事故に係る再発防止指導

変電、送電、需要設備及び発電設備の電気事故の再発を防止するため、会議等を通じて周知・啓蒙を図った。また、電気事故が発生した場合、状況に応じ立入調査又は原因究明等必要な措置を指示した。

○電気事故発生状況

(単位：件)

事故の種類	2006 年度	2007 年度
感電死傷事故	10 (2)	50 (3)
感電以外の死傷事故	5 (0)	20 (1)
電気火災事故	0 (0)	0 (0)
主要電気工作物破損事故	24 (6)	22 (6)
発電支障事故	0 (0)	0 (0)
供給支障事故	1 (0)	0 (0)
他社波及事故	0 (0)	0 (0)
波及事故	24 (5)	27 (21)
災害 (社会的影響)	1 (0)	1 (0)
計	65 (13)	57 (31)

注：() 内は北陸監督署の件数で外数

(d) P C B 使用機器使用状況の把握

P C B 使用機器の報告書の審査・受理及び地方自治体への情報提供を実施した。

(e) 変電、送電、需要設備及び発電所の主任技術者免状交付に係る審査の実施

○免状交付件数 (名古屋本部実施分)

・電気主任技術者 2006 年度 137 (30) 件

(B) 電気工事業の保安確保

注：(a) (b) の () 内は北陸監督署の件数 (外数)

(a) 電気工事業の届出

○電気工事業者登録 2007 年度 0 (0) 件
○届出事項変更届出 2007 年度 46 (11) 件

(b) 電気工事業の立入検査の実施

○立入検査件数 2007 年度 6 (4) 件

(c) 認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証交付に係る審査の実施

○認定証交付件数 (名古屋本部実施分)

・認定電気工事従事者 2006 年度 269 (8) 件
2007 年度 741 (0) 件
・特種電気工事資格者 2006 年度 59 (6) 件
2006 年度 62 (0) 件

注：() 内は再交付件数 (外数)

○認定証交付件数 (北陸監督署実施分)

・認定電気工事従事者 2006 年度 68 (2) 件
2007 年度 176 (2) 件
・特種電気工事資格者 2005 年度 29 (1) 件
2006 年度 22 (0) 件

注：() 内は再交付件数 (外数)

(C) 電気保安に係る広報活動

(a) 電気使用安全月間 (8 月) 講習会への講師派遣
(b) 電気保安功労者表彰 (原子力安全・保安院長表彰)

の実施

○原子力安全・保安院長表彰 2007 年度 16(14)件

○経済産業大臣表彰候補者推薦 2007 年度 4(3)件

注：()内は北陸監督署の件数(外数)

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) ガス事業に関する業務

(a) 一般ガス事業

・許認可等の業務

「ガス事業法」に基づく一般ガス事業等の許認可等の
処理状況は次表のとおりである。

(単位：件)

	2006 年度	2007 年度
工事計画の届出(公害防止等報告)	3(0)	1(0)
工事計画の届出	19(6)	11(2)
工事計画変更の届出	10(0)	3(0)
工事計画軽微変更の届出	8(0)	8(0)
保安規程の変更届出	12(2)	7(3)
定期自主検査時期変更承認	2(0)	0(0)
ガス主任技術者特例選任承認	5(1)	3(0)

注：()内は北陸監督署の処理件数(外数)

・一般ガス事業の立入検査(保安関係)

一般ガス事業者等に対し立入検査を次のとおり実施し、法の遵守、保安の確保等について指導を行った。

2006 年度：一般 8 事業者(4)、導管 1 事業者

2007 年度：一般 8 事業者(4)、大口 1 事業者

注：()内は北陸監督署の立入件数(外数)

(b) 簡易ガス事業

・許認可等の業務

「ガス事業法」に基づく簡易ガス事業の許認可等の
処理状況は次表のとおりである。2005 年度から監督
部長と経済局長に権限委任された。

(単位：件)

	2006 年度	2007 年度
簡易ガス事業の許可	5(1)	1(0)
事業譲渡譲受の認可	2(2)	3(0)
法人の合併認可	5(2)	4(1)
事業廃止の許可	4(0)	3(1)
事業休止の許可	2(6)	5(9)
供給地点の変更許可	17(6)	33(12)
特定ガス工作物の変更届出	15(25)	8(16)

注：()内は北陸監督署の処理件数(外数)

・簡易ガス事業の立入検査

簡易ガス事業者に対し立入検査(保安関係)を次の
とおり実施し、法の遵守、保安の確保等について指導

を行った。

2006 年度：22(10)事業者

2007 年度：20(8)事業者

注：()内は北陸監督署の事業者数(外数)

(c) ガス消費機器設置工事監督者の資格証の交付等

「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法
律」に基づくガス消費機器設置工事監督者の認定及び
資格証の再交付を次表のとおり行った。

・名古屋本部処理状況

	2006 年度	2007 年度
認定数	23 名 (認定手数料計 71,300 円)	13 名 (認定手数料計 40,300 円)
再交付数	7 名 (手数料計 15,900 円)	3 名 (手数料計 6,750 円)

・北陸監督署処理状況

	2006 年度	2007 年度
認定数	2 名 (認定手数料計 6,200 円)	2 名 (認定手数料計 6,200 円)
再交付数	0 名 (手数料計 0 円)	0 名 (手数料計 0 円)

(d) ガス保安功労者表彰

ガス保安功労者表彰制度に基づき、ガス事業の保安
の確保に顕著な功績のあった者について、次のとおり
院長表彰を行った。

・2006 年度：

ガス主任技術者 4(1)名

ガス保安関係永年勤続者 6(2)名

・2007 年度：

ガス工事業者の営業所 1(0)名

ガス主任技術者 2(0)名

ガス保安関係永年勤続者 9(2)名

注：()内は北陸監督署管内表彰者

(e) 災害発生状況

・名古屋本部管轄分

一般ガス・簡易ガス事故発生状況 (単位: 件)

事 故 の 分 類		2006 年	2007 年
一般ガス	製造段階 (うち死亡)	1 (0)	0 (0)
	供給段階 (うち死亡)	4 (0)	8 (0)
	消費段階 (うち死亡)	3 (0)	8 (0)
	計	8 (0)	8 (0)
簡易ガス	製造段階 (うち死亡)	0 (0)	16 (0)
	供給段階 (うち死亡)	3 (0)	1 (0)
	消費段階 (うち死亡)	0 (0)	1 (0)
	計	3 (0)	2 (0)

・北陸監督署管轄分

(単位: 件)

事 故 の 分 類		2006 年	2007 年
一般ガス	製造段階 (うち死亡)	0 (0)	0 (0)
	供給段階 (うち死亡)	0 (0)	0 (0)
	消費段階 (うち死亡)	2 (0)	0 (0)
	計	2 (0)	0 (0)
簡易ガス	製造段階 (うち死亡)	0 (0)	0 (0)
	供給段階 (うち死亡)	1 (0)	6 (0)
	消費段階 (うち死亡)	0 (0)	0 (0)
	計	1 (0)	6 (0)

(B) 液化石油ガスの消費者保安の監督指導

(a) 液化石油ガスの消費者保安の監督指導

液化石油ガス販売事業者登録 (0 件 (2007 年度))、保安機関の認定認可 (5 件 (2007 年度))、保安機関の認定更新の認可 (15 件 (2007 年度)) を行うとともに販売店及び保安機関の立入検査 (39 件 (2007 年度)) を実施し、定期供給設備点検、消費設備調査実施状況等について監督、指導を行った。

また、保安体制の強化推進及び改正法への対応を図るため、中部ブロック会議の開催のほか、各種保安関係会議に参加する等、所要の指導を行った。

(b) 災害発生状況

液化石油ガス一般消費者等の事故

2006 年 21 件

2007 年 19 件

(C) 高圧ガス

(a) 高圧ガスの災害防止対策の推進

高圧ガスによる災害発生防止のため、関係団体等への指導を行った。また、中部ブロック会議を開催した。

(b) 災害発生状況 (単位: 件)

	2006 年	2007 年
火災・爆発	6	4
噴出・漏洩	15	23
破裂等	2	1
その他	0	1
盗難等	27	47
計	50	76

(c) 高圧ガス保安表彰

高圧ガス保安に関し、極めて顕著な功績を上げた事業所、事業者、個人等に対し、次のとおり保安院長表彰を行った。

・2007 年度

優良製造所 3 事業所

優良販売業者 5 事業所

保安功労者 6 名

優良製造保安責任者等 5 名

(D) コンビナート

(a) コンビナートの災害防止対策の推進

コンビナートにおける災害発生防止のため、レイアウト規制の指導を行った。

(b) 災害発生状況

(単位: 件)

	2006 年	2007 年
火災	8	14
爆発	3	2
漏洩	3	10
その他	0	0
計	14	26

(E) 火薬類

(a) 保安業務の推進

管内 3 火薬類製造事業所の保安検査を年 1 回実施するとともに、製造施設の変更の際、完成検査を実施する等所要の指導を行った。また、中部ブロック会議を開催し、管内各県火薬類担当者と意見交換を行った。

(b) 災害発生状況

(単位：件)

	2006 年度	2007 年度
産業火薬類製造中	0	0
産業火薬類消費中	0	0
その他火薬類製造中	0	0
その他火薬類消費中	5	9
計	5	9

(ウ) 鉱山の保安

(A) 災害防止対策の推進

(a) 重点事項として、改正鉱山保安法制度の基本であるリスクマネジメントシステムの普及・促進に努めた。

(b) ヒューマンエラーによる災害を防止するため、作業環境の整備のほか、機械や装置について安全性と信頼性の向上を図らせた。

(c) 保安検査に当たっては、法規違反、不安全状態等の指摘にとどまらず、リスクマネジメント手法による原因究明と対策の実施の普及に努めた。

(d) 保安検査における改善事項については、鉱山労働者への周知徹底を図らせるとともに、改善状況を確認するための追跡検査を実施した。

(e) 災害が発生した鉱山については、法規違反等に対する処分等厳正な措置をとるとともに、再発防止を図るため、応急対策及び恒久対策を実施させたほか、他の鉱山に対しても類似災害防止の観点から、見直し点検を実施させた。

(B) 鉱害防止対策の推進

鉱山、製錬所における集積場、坑廃水、鉱煙、粉じん、騒音、振動及び鉱業廃棄物について、各鉱山の規模、操業形態、自然条件及び鉱害発生状況等の特質に対応した監督を行った。特に、耐火粘土、けい砂鉱山に対しては、坑廃水処理強化について監督・指導を実施した。

金属鉱山等の休廃止鉱山対策としては、坑廃水処理に係る鉱害防止等工事費補助金を交付した。一方、操業中の鉱山に対しては、鉱害防止事業の確実な実施を図らせるため、「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、毎年度、鉱害防止積立金による資金の確保に努めさせた。

(C) 保安教育の充実等

鉱業労働災害防止協会名古屋支部が開催する鉱山作

業講習会に鉱務監督官を派遣し、鉱山労働者の資質の向上と保安意識の高揚を図った。

(D) 災害発生状況（罹災者数（軽傷以上））

(単位：名)

	2007 年（暦年）
金属・非金属鉱山	5
石灰石鉱山	0（1※）

*非鉱山労働者で外数

(E) 立入検査の実施状況

(単位：件)

	2007 年度
危害関係検査	96
鉱害関係検査	30

8. 5. 中部近畿産業保安監督部近畿支部

(1) 管轄区域

当支部の管轄区域は、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府5県であるが、電力の保安に関しては、兵庫県の赤穂市の一部地域及び福井県の嶺北地域を除き、岐阜県の関ヶ原町の一部地域、三重県の熊野市の一部地域及び南牟婁郡の地域を管轄している。

(2) 施策の概要

(ア) 電力の保安

発電所、送電線、変電所、工場・ビル・家庭等の電気設備など電気にかかる設備全般の安全確保に関する業務を行い、さらに、電気・ボイラー・タービン・ダム水路に関する国家資格等の業務、発電所の環境保全対策や新エネルギー発電施設の安全を確保する業務も遂行している。

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

火薬類、都市ガス、高圧ガスなどを取り扱う者に対する監督及び指導、液化石油ガスの消費者に係る保安の確保等災害防止や産業保安の確保に関する業務を行っている。

(ウ) 鉱山の保安

鉱山における危害、鉱山施設、鉱害防止（坑廃水、鉱煙等施設、集積場、粉じん等施設は騒音・振動等施設など）保安の確保に関する業務を行っている。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(A) 事業用電気工作物及び一般用電気工作物の保安確保

事業用電気工作物に係る安全管理審査を実施し、自主保安体制の確立を図るにあたって、その状況の確認、保安規程及び主任技術者に係る指導及び監督を行うため立入検査を実施した。また、保安規程及び主任技術者等の届出等処理した。一般用電気工作物については、調査業務を行う登録調査機関の監督を実施した。

安全管理審査件数

(単位：件)

	2006 年度	2007 年度
水力発電所	0	0
火力発電所	44	42
火力発電所評定	431	444
風力発電所	1	2
太陽電池発電所	0	0
送電・変電設備	0	1
需要設備	82	104

立入検査件数

(単位：件)

	2006 年度	2007 年度
水力発電所	8	6
火力発電所	6	3
風力発電所	2	0
送電・変電設備	9	9
需要設備	89	64

(B) 電気事故に係る再発防止

電気事故が発生した場合、事故後状況等の説明を受け、原因究明等事故後の方針について指導を行い、その後設置者より示された再発防止策の確認を行った。

(C) 主任技術者の免状交付

免状交付申請のあった者に対し、実務経験等の確認を行い、要件を満たす者に対して免状の交付を行った。

免状交付件数

(単位：件)

免状の種類	2006 年度	2007 年度
電気主任技術者	152	103
ダム水路主任技術者	9	23
ボイラー・タービン主任技術者	17	14

(D) 電気工事業等の保安確保

(a) 電気工事業者への監督・指導

電気工事業の業務の適正な実施を確保するため、立

入検査等を実施し、指導を行った。

立入検査件数

(単位：件)

	2006 年度	2007 年度
電気工事業	11	9

(b) 特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者の認定証交付に係る審査の実施

認定の申請のあった者に対し、実務経験等の審査を行い、要件を満たす者に対して認定証の交付を行った。

2007 年度末現在の認定証交付件数

(単位：名)

年度	実施件数
特種電気工事資格者	10,355
認定電気工事従事者	9,670

(E) PCB 使用機器使用状況の把握

経年劣化による電気工作物の損壊等により PCB 含有絶縁油漏洩等を防止するに当たり、PCB 使用機器の使用状況を適切に把握するため、2001 年度より創設された報告制度に基づき、PCB 使用機器各種届出書の受付を行い、さらに得られた情報の地方自治体への提供を実施した。

(F) 保安広報

(a) 電気使用安全月間（8 月）講習会の開催

電気事故防止、自主保安体制確立のための周知・啓蒙を図るため、毎年 7～8 月にかけて 10 カ所程度で講習会を実施した。

(b) 電気保安功労者原子力安全・保安院長表彰

電気保安の優良な工場、事業所及び電気保安に顕著な功績のあった電気工事業者、個人等について毎年原子力安全・保安院長表彰（2004 年度までは近畿経済産業局長表彰）を行っている。また、経済産業大臣表彰候補についても推薦した。

(G) 原子力施設の安全確保

原子力施設の安全を確保するため、原子力発電所の溶接安全管理審査を実施した。また、原子力発電所及び原子燃料加工施設に係る原子力災害対策の支援を行った。

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 火薬類における保安の確保

「火薬類取締法」に基づき、火薬類による災害を防止

し、公共の安全を確保するため、製造事業者に対する保安検査の実施及び製造施設等の変更に伴う許可事務等を実施した。

また、火薬類の保安に関し、顕著な功績のあった保安功労者、優良事業所等に対し、隔年で原子力安全・保安院長表彰を実施しているほか、管内の府県担当者からなるブロック会議を開催した。

○保安検査件数 2006 年度： 5 件
2007 年度： 5 件

(B) 高圧ガスにおける保安の確保

「高圧ガス保安法」に基づき、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、高圧ガス設備の完成、保安検査機関の指定及びこれら機関への立入検査の実施等の事務を実施した。

また、高圧ガスによる災害防止のために顕著な功績のあった保安功労者、優良事業所等に対し、原子力安全・保安院長表彰を実施したほか、管内の府県の担当者からなるブロック会議を開催した。

○立入検査件数 2006 年度： 1 件
2007 年度： 1 件

(C) 液化石油ガスにおける保安確保

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、液化石油ガスによる災害を防止し、公共の福祉を増進するため、液化石油ガスの販売事業者の登録、保安機関の認定及びこれら事業者・機関への立入検査の実施等の事務を実施した。

また、管内の府県担当者からなるブロック会議を開催した。

○立入検査件数 2006 年度： 21 件
2007 年度： 23 件

(D) ガス事業における保安確保

「ガス事業法」に基づき、ガスの使用者の利益を保護するとともに、公共の安全を確保することを目的とし、一般ガス事業者、簡易ガス事業者等の立入検査を実施するとともに、工事計画等の届出に関する事務を実施した。

また、ガス事業の保安に関し、顕著な功績をあげた保安功労者、優良事業場等に対し、原子力安全・保安院長表彰を実施した。

○立入検査件数 2006 年度： 63 件
2007 年度： 28 件

(E) 石油コンビナート等における災害防止

「石油コンビナート等災害防止法」に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害発生の防止のため、新設又は変更に係る石油貯蔵所等のレイアウト確認調査を実施した。

(ウ) 鉱山の保安

(A) 業務実施状況

(a) 災害防止対策

自主保安の基本である保安管理体制の状況を保安検査時に確認し、保安確保に遺漏のないよう指導した。また、管内及び全国の災害発生状況から、立入検査、各種保安部会等において、災害情報を水平展開させ、自山における現況調査の見直しに努めさせた。

特に、災害発生時に特別検査を行い、災害情報を水平展開によるリスクアセスメントを実施した。

また、坑内粉じんの評価が導入されたことを受け、粉じん作業環境改善のため、粉じん濃度測定、通気の確保、集じん装置の整備を推進するとともに、防じんマスク着用の励行と管理等の保安教育を強化させた。

(b) 鉱害防止対策

鉱業権者に対し鉱害防止が社会的要請であることを自覚させるとともに、鉱害防止対策の実施及び施設の維持管理に重点を置き、鉱害防止に万全を期すように監督した。

休廃止鉱山に係る鉱害の防止について、関係機関と連絡を密にし、補助金制度を活用した鉱害防止対策工事を計画的に実施させた。

保安検査等の実施状況

(単位：件)

	2007 年度
保安検査	35
特別検査	4
鉱害等検査	29
その他検査等	3

(B) 災害発生状況

2006 年度の災害発生状況は次のとおりである。

(単位：人)

2007 年度	死亡	重傷	軽傷	計
金属非金属	0	1	0	1
石灰石	0	0	1	0

(C) 鉱害発生状況

稼行鉱山及び休廃止鉱山において社会的に問題となるような事象は発生しなかった。このため、鉱山及び製錬所において、自主保安体制を普段から実施し、鉱害防止関係施設の点検管理が十分に行われているものと判断される。

8. 6. 中国四国産業保安監督部

(1) 管轄区域

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

ただし、電気事業法、電気工事業の業務の適正化に関する法律及び電気工事士法については、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県のうち赤穂市（1963年9月1日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。）、香川県のうち小豆郡、香川郡直島町、愛媛県のうち今治市（2005年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。）、越智郡上島町。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律において中国四国産業保安監督部長の認定を受けた保安機関の事業所に対する同法第82条第1項に基づく報告の徴収及び法第83条第2項に基づく立入検査に係る事務については鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県に加え徳島県、高知県、香川県、愛媛県を含む。

(2) 施策概要

2006年度においては、電力安全、各種ガス・火薬類・コンビナート保安、鉱山保安の各分野において、以下のとおり取り組みを行った。

(ア) 電力の保安

電力安全においては、電気事業法が自主保安、事後規制体制へ移行したことを踏まえ、電気工作物の設置者・使用者が自主的に適切な保守管理を行うことを前提に、電気設備の立入検査等を機動的に実施し、得られた保安情報を各種会議や研修会、さらにはホームページを通じてフィードバックをし、実効ある保安対策を推進した。また、事故が発生した場合には、正確かつ迅速な情報収集に努め、早期の復旧及び事故の再発防止に向けた指導を行った。

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

火薬類・各種高圧ガス設備の安全及びコンビナート防災

については、事業者並びに各県及び関係機関等と密接な連携により事故防止対策の徹底を図った。

液化石油ガスや都市ガス等の保安については、事業者の自主保安体制の一層の徹底・定着を促進するとともに、立入検査及び事業者からの報告徴収、改善命令等の事後規制によって安全維持に努めるとともに、消費者に対し適切な情報提供を行った。

(ウ) 鉱山の保安

鉱山保安については、「改正鉱山保安法」が2005年4月1日に施行されたことに伴い、同年9月末日までにすべての稼行鉱山で現況調査を通し保安規程の制定を指導した。

保安統括者会議、保安研修、各地区保安対策協議会等の場を活用した啓発活動の継続により鉱業権者の自主的な保安上の危険把握と対策の実施・見直し、いわゆるリスクマネジメントの普及、定着による自主保安体制の確立を強力に指導した。また、立入検査を通し、鉱山保安法令における基準等の適合性や自主保安体制の確保についての確認を行い、災害及び鉱害の未然防止を図った。

休廃止鉱山対策としては、鉱害の発生防止のため休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金を地元自治体等と連携しつつ実効ある形で執行した。

鉱山における災害・事故情報については、関係各鉱山へ電子メール等を用い迅速に情報の提供を行い、情報共有化・水平展開による災害防止の推進を図った。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

電気事業用及び自家用の発電所、送電線路、変電所、需要設備等の新設、変更について、処理した件数並びに使用前及び定期安全管理審査実施件数は次のとおりである。

処理件数		(単位：件)
件名	2007年度	
工事計画届出	201	
定期検査等時期変更承認	40	
使用前安全管理審査	39	
定期安全管理審査	38	
保安規程（変更）、使用開始届出等	7,587	

使用前安全管理審査実施件数 (単位：件)

項 目	2007 年度
事業用電気工作物	9
自家用電気工作物	30
計	39

(A) 主任技術者

電気事業用及び自家用電気工作物に係る電気、ダム水路及びボイラー・タービン主任技術者選任等について処理した件数は次のとおりである。

選任、許可、承認等処理件数 (単位：件)

件 名	2007 年度
主任技術者の選任、許可及び承認等	6, 117

(B) 主任技術者免状の交付

電気、ダム水路及びボイラー・タービン主任技術者免状の交付申請があった者に対して、実務経験等の審査を行い、要件を具備する者に対して免状の交付を行った。交付件数は次のとおりである。

主任技術者免状交付件数 (単位：件)

() 内は再交付の件数で外数

項 目	2007 年度
電気主任技術者	70 (15)
ダム水路主任技術者	9 (0)
ボイラー・タービン主任技術者	25 (0)
計	104 (15)

(C) 電気事業用電気工作物に係る立入検査

電気事業用電気工作物の保安確保の状況調査をするため、立入検査を実施した。立入検査件数は次のとおりである。

立入検査実施件数 (単位：件)

項 目	2007 年度
電力設備	5
水力設備	15
火力設備	9
計	29

(D) 自家用電気工作物に係る立入検査

水力、火力発電所、需要設備等の自家用電気工作物に

おける保安確保の状況調査及び啓発・指導を行うため、立入検査を実施した。立入検査件数は次のとおりである。

・2007 年度： 33 件

(E) 電気保安功労者表彰

電気保安功労者表彰実施要領に基づき、電気保安の優良な工場、事業所及び電気保安に顕著な功績のあった電気工事業者、個人等について、次のとおり原子力安全・保安院長表彰を行った。

・原子力安全・保安院長表彰（管内分）

2007 年度： 13 件

(F) 電気工事業者に係る立入検査

電気工事業者の業務の適正な実施を確保するため、管内の電気工事業者に対して立入検査を実施した。立入検査件数は、次のとおりである。

・2007 年度： 7 件

(G) 特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者の認定証交付等

処理した件数は次のとおりである。

認定証交付等件数 (単位：件)

区分		2007 年度
特種電気 工事資格者	認定証交付	36
	再交付、書換え	3
認定電気 工事従事者	認定証交付	493
	再交付、書換え	4
計		536

(H) 電気事故

2006 年度の電気事故の発生状況は次のとおりである。

電気事故件数 (単位：件)

電気事故種別	2007 年度
人身事故	12
社会的影響を及ぼした事故	2
電気火災事故	0
主要電気工作物破損事故	8
供給支障事故	0
電気事業者へ波及した事故	33
計	55

中国四国産業保安監督部では、電気事故発生した場合、設置者に対して事故状況等の説明を受けるとともに、必要に応じて原因究明及び再発防止対策に係る指導を行っている。

また、最近の事故事例等について、電気主任技術者技術研修会及びボイラー・タービン主任技術者会議を通じて周知・啓発を図り、類似事故の発生防止、保安の確保の徹底に努めている。

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

○ガス事業に関する業務

(A) 一般ガス事業

(a) 認可届出等

「ガス事業法」に基づく一般ガス事業の認可届出等の処理状況は次のとおりである。

(単位：件)

件名	件数
	2007 年度
工事計画の届出	8

(b) ガス事業監査及び保安立入検査

一般ガス事業者に対する保安立入検査を次のとおり実施した。

(単位：件)

件数	
2007 年度	
本店	支店等
13	3

(B) 簡易ガス事業

(a) 許認可等

「ガス事業法」に基づく簡易ガス事業の許認可等の処理状況は次のとおりである。

(単位：件)

件名	件数
	2007 年度
簡易ガス事業の許可	3
供給地点等の変更許可	23
簡易ガス事業の休・廃止許可	5
簡易ガス事業の譲渡・譲受認可	4
法人の合併認可	3
特定ガス工作物の変更届出	35

(b) 簡易ガス事業の立入検査

簡易ガス事業者に対し立入検査を次のとおり実施し、法の遵守、保安の確保等について指導を行った。

<実施件数>

・2007 年度：41 事業者 58 地点群

(C) ガス消費機器設置工事監督者の資格証の交付等

「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」に基づくガス消費機器設置工事監督者の認可及び再交付を次のとおり行った。

<2007 年度>

・認定数：5 名

・再交付：4 名

(D) ガス保安功労者表彰式

ガス保安功労者表彰制度に基づき、ガス事業の保安の確保に顕著な功績のあった者について、原子力安全・保安院長表彰を行った。

(単位：件)

件名	件数
	2007 年度
工場等	1
ガス主任技術者	6
ガス保安関係永年勤続者	2

○高圧ガス、液石等に係る業務

(A) 高圧ガス等による災害防止対策の推進

高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動及び消費中における事故発生及び災害の拡大防止のため、防災訓練の実施を支援し、また、事故対策に係る会議等を行い、保安体制の充実を図った。

さらに、高圧ガス保安協会中国支部及び日本産業ガス協会の実施する講習等を通じて、自主保安意識の向上を図った。

(a) 「高圧ガス保安法」及び容器保安規則の規程に基づく高圧ガス特別充てん許可

・2007 年度 実施件数：57 件

(b) 指定保安検査機関の指定

・2007 年度 実施件数：0 件

(c) 大臣認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者

の現地調査

・2007年度 実施件数：5件

(d) 大臣認定試験者の現地調査

・2007年度 実施件数：2件

(e) 表彰の実施

中国管内において、高压ガスの保安のため、永年にわたり功労のあった者及び事業所を対象として原子力安全・保安院長表彰式を行った。

・2007年度 受賞者数：11者

(f) 高压ガスブロック会議

中四国各県の高压ガス及び液化石油ガス保安担当者会議を開催し、保安行政についての討議を行った。

・2007年度 開催回数：1回

(B) 液化石油ガスの消費者保安の監督指導

液化石油ガス保安機関の認定、認定の更新及び一般消費者等の数の増加の認可を行うとともに、中国四国産業保安監督部所管の販売店の立入検査を実施し、定期供給設備点検、消費設備調査実施状況等について監督、指導を行った。

(単位：件)

種別	件数
	2007年度
液化石油ガス販売事業登録	0
液化石油ガス保安機関認定	2
液化石油ガス保安機関認定の更新	15
一般消費者等の数の増加の認可	8
当部所管の販売店の立入検査	11

また、保安体制の強化推進及び改正法への対応を図るため、中・四国ブロック会議のほか、各種保安関係会議に参加する等、所要の指導を行った。

(C) 火薬類の保安維持

火薬類製造所保安連絡会議等を開催し、中・四国ブロック会議等に参加した。

また、火薬類製造所の保安検査を年1回実施するとともに、製造施設の変更の際、完成検査を実施する等所要の指導を行った。

(単位：件)

種別	件数
	2007年度
完成検査	14
保安検査	4

(D) 石油コンビナート等災害防止法

第1種事業所等に係るレイアウトの現地確認を行った。

・2007年度 実施件数：4件

(ウ) 鉱山の保安

(A) 改正鉱山保安法令の周知

法令改正により新たな自主保安の確立が求められることとなったのを受け、鉱山に対して自主保安を確立、推進させるべく、保安管理体制及び保安規程の整備を指導した。

(B) 災害防止対策

(a) 重大災害を引き起こすあるリスクについて、鉱山が適正な現況調査を実施しているかどうか、現況調査の評価から得られた保安確保措置が保安規程に反映され、これが遵守されているかどうかを重点的に検査した。
(b) 落盤、岩盤崩壊対策として、適切な採掘法を採用させるとともに、採掘規格、残壁規格の遵守、鉱柱の適正配置、残壁の安全傾斜の保持等坑内、露天掘鉱山の保安確保を重点的に指導した。

(c) 粉じん防止対策として、良好な作業環境の実現・維持に万全を期すため、発生源に対する散水・集じん・施設の密閉等を指導したほか、坑内については、通気系統の確立及びディーゼル排ガス処理装置等の維持管理の強化等を指導した。

(C) 鉱害の防止

(a) 鉱煙、坑廃水、騒音、振動の排出基準等が適用される鉱山等に対しては、基準適合性を重点的に検査した。

また、鉱害・事故の未然防止を図るべく、各種鉱害防止施設の点検、整備等維持管理状況についても重点的に検査した。

(b) 休廃止鉱山対策としては、休閉山する前に現況調査を実施させるとともに、その評価結果について保安計画を提出させ、的確な休閉山対策を図らせた。また、自治体等と連絡を密にし、積極的な補助金制度等の活用を図り、鉱害の防止に努めた。

(D) 主な監督検査実施状況

監督検査については、次のとおり実施した。

(単位：件)

	2007 年度
保安検査	46
鉱害等検査	52
その他検査	15
特別検査	1
法 39 条命令調査	1

(E) 災害発生状況

2007 年度の 3 日以上 の休業を伴うり 災者は、なかった。

(F) 鉱害発生状況

2007 年度は、鉱害問題の発生はなかった。

8. 7. 中国四国産業保安監督部四国支部

(1) 管轄区域

徳島県、香川県、愛媛県及び高知県

ただし、電気事業法、電気工事業の業務の適正化に関する法律及び電気工事士法については、徳島県、高知県、香川県(小豆郡及び香川郡直島町を除く。)愛媛県(今治市(2005 年 1 月 15 日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。)及び越智郡上島町を除く。)

(2) 施策概要

電気・ガス事業の運営を適正かつ合理的にすることによって、電気・ガスの使用者の利益を保護し、工作物の工事・維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、併せて公害の防止を図るため、また、電気・ガスの使用者の利益を保護し、工作物の工事・維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、併せて公害の防止を図るため、電気及びガス事業者、並びに工作物施設者に対する指導と監督を行っている。

管内の電気事業者としては、四国電力(株)、電源開発(株)、住友共同電力(株)、徳島県、愛媛県、高知県及び大王製紙(株)がある。

また、一般ガス事業者として四国瓦斯(株)があり、簡易ガス事業者は四国ガス燃料(株)ほか 79 事業者がある。

2005 年度施行された改正鉱山保安法規及び「第 10 次鉱業労働災害防止計画」に基づき管内鉱山の実態に即した「鉱山保安監督指導実施要領」を策定し、予防保安の推進と自主保安の確立に努めた。

改正鉱山保安法では、鉱業権者自らが保安上の危機を把握し、必要な措置を保安規程に反映させる等、鉱山の状況に応じた保安確保の立案とその確実な実施により鉱山災害及び鉱害防止等を図ることとされた。以上のことを踏まえ、改正鉱山保安法規の周知を図ることを最重点に、各鉱山の自然条件等に応じた保安確保対策の見直し強化、生活環境の保全のため鉱害防止への新たな観点、手法の取り組みについて重点的に監督指導を実施した。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の安全

(A) 電気施設に関する業務

(a) 電気施設

電気事業用及び自家用の発電所(土木・機械関係を除く)、送電線路、変電所、需要設備等の新設、変更について、処理した件数は次のとおりである。

(単位：件数)

件名	2007 年度
工事計画届出	21
使用前安全管理審査	12
保安規程(変更)届出	3,509

使用前安全管理審査件数

(単位：件数)

設備名	2007 年度
発電設備	1
送電設備	1
通信設備	0
変電設備	0
需要設備	10
計	12

(b) 電気主任技術者

電気事業用及び自家用電気工作物の電気主任技術者選任等について処理した件数は次のとおりである。

(単位：件数)

件名	2007 年度
電気主任技術者の許可及び承認	2,398
電気主任技術者の選任及び解任届出	236

電気主任技術者免状の交付申請があった者に対して、実務経験等の審査を行い、要件を具備する者に対して

免状の交付を行った。電気主任技術者免状の交付件数については次のとおりである。

電気主任技術者免状交付件数

(単位：件数)

交付区分	2007 年度
電気主任技術者免状交付	7
電気主任技術者免状再交付	7
計	14

(c) 電気施設の保安取締り

電気事業用電気工作物の保安確保状況を調査するため、立入検査を実施した。立入検査件数は 2007 年度 2 件であった。

自家用電気工作物における保安確保状況の調査及び啓発・指導を行うため、立入検査を実施した。立入検査件数は 2007 年度 24 件であった。

電気保安功労者表彰実施要領に基づき、電気保安の優良な工場、事業所及び電気保安に顕著な功績のあった電気工事業者、個人等について、2007 年度は 12 件の原子力安全・保安院表彰を行った。また経済産業大臣表彰候補者として、2007 年度は 3 名を推薦した。

(d) 電気工事業者等

電気工事業者の業務の適正な実施を確保するため、管内の電気工事業者に対して立入検査を実施した。立入検査件数は、2007 年度 4 件であった。

特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者の認定証交付等について処理した件数は次のとおりである。

(単位：件数)

区分	2007 年度
認定証交付	229
認定証再交付	6
認定証書換え	0
計	235

(e) 電気事故

電気事故防止については、電気安全セミナー等を通じ周知・啓発を図っているが、電気事故が発生した場合は、その状況に応じ立入調査の実施又は関係者への来局要請を通じ、その原因を究明するほか、当事者に対し、必要な措置を指示し、事故の再発防止に努めた。

(単位：件数)

電気事故発生状況	2007 年度
感電死傷事故	1
感電以外の死傷事故	1
電気火災事故	0
主要電気工作物損壊事故	8
発電支障事故	0
供給支障事故	0
波及事故	11
公共財産への被害事故	1

(B) 発電設備に関する業務

(a) 発電設備の保守・保安

電気事業者及び自家用（発電設備）施設者の発電設備の保守、保安等について指導・監督を行った。

水力発電設備については立入検査を実施するとともに、ダム水路主任技術者会議を開催し、発電設備の保守、保安の確保の徹底を図った。

火力発電設備については立入検査等を実施し、自主保安体制の確立について確認を行った。また、ボイラー・タービン主任技術者会議を開催し、法令等の改正状況、安全規制の現状及び事故事例・立入検査結果について周知・発表等を行い、啓発を図った。

(b) 管内発電所の認可、届出、検査等

管内発電所（2007 年度 154 か所（うち内燃力発電所は 10,000kW 以上、ガスタービン発電所は 1,000kW 以上、燃料電池発電所は 500kW 以上、太陽電池発電所は 500kW 以上、風力発電所は 500kW 以上））の届出、申請、検査等の処理状況は次のとおりである。

許認可状況

(単位：件)

項目	2007 年度
工事計画の届出	51
主任技術者選任・解任届	20
定期検査等時期変更承認	15
報告規則に基づく報告	121

安全管理審査件数

(単位：件数)

項目	2007 年度
使用前安全管理審査	1
定期安全管理審査	20

主任技術者免状交付件数

(単位：件数)

項目	2007 年度	備考
ダム水路主任技術者	20(0)	()内は再交付
ボイラー・タービン主任技術者	11(0)	〃
計	31(0)	〃

立入検査

(単位：件数)

水力設備	火力設備	風力設備	計
13	11	1	25

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) ガス事業保安に関する業務

(a) 許認可等の業務

一般ガス事業の許認可等の処理状況は次のとおりである。

一般ガス事業

(単位：件数)

件名	2007 年度
事業計画の届出の受理	4
保安規程の届出(変更)の受理	4
主任技術者の選任(解任)届出の受理	9

簡易ガス事業の許認可等の処理状況は次のとおりである。

簡易ガス事業

(単位：件数)

件名	2007 年度
特定ガス工作物の変更届出の受理	10
保安規程の届出(変更)の受理	4
主任技術者の選任(解任)届出の受理	55

(b) 立入検査

一般ガス事業者に対する立入検査は次のとおりである。

・実施件数：1 事業者 3 支店 (2007 年度)

簡易ガス事業者に対し立入検査を次のとおり実施し、法律の遵守、保安の確保等について改善指示を行った。

・実施件数：28 事業者 37 地点群 (2007 年度)

(c) ガス消費機器設置工事監督者の資格証の交付等

「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」に基づくガス消費機器設置工事監督者の認定及び再交付を次のとおり行った。

・認定数：2 名 (2007 年度)

・再交付：0 名

(d) ガス保安功労者表彰

ガス保安功労者表彰制度に基づき、ガス事業の保安の確保に顕著な功績のあったものについて、原子力安全・保安院長表彰を行った。

件名	2007 年度
工場等	0
ガス主任技術者	0
ガス保安関係永年勤続者	6

(B) 高圧ガス・液化石油ガス・火薬等に関する業務

(a) 高圧ガス等による災害防止対策の推進

高圧ガスの移動及び移動中における事故発生及び災害の拡大防止のため防災訓練を実施する等、保安体制の充実を図った。

(b) 液化石油ガスの消費者保安の監督指導

液化石油ガス保安機関について、認定の更新 (2007 年度 1 件) を行うとともに、原子力安全・保安院所管及び中国四国産業保安監督部 (四国支部) 所管所管の液化石油ガス保安機関や販売店の立入検査 (2007 年度 14 件) を実施し、定期供給設備点検、消費設備調査実施状況等について監督、指導を行った。

また、自主保安体制の強化推進を図るため、各種保安関係会議等の場を活用し、所要の指導を行った。

液化石油ガスに関する登録・認定

(単位：件数)

種別	2007 年度
液化石油ガス販売事業者登録手数料	0
液化石油ガス保安機関の認定手数料	0
液化石油ガス販売事業者登録等謄本交付手数料	2
液化石油ガス保安機関の認定更新手数料	1
一般消費者等の数の増加の認可申請手数料	3
計	6

(c) 火薬類の保安維持

中・四国ブロック会議等への参加、火薬類製造工場の保安検査を年1回実施するとともに、製造施設の変更の際、完成検査を実施する等所要の指導を行った。

火薬類の製造施設に関する検査

(単位：件数)

種別	2007年度
製造施設等完成検査手数料	1
製造施設等保安検査申請手数料	1

(ウ) 鉱山の保安

2005年度施行された改正鉱山保安法規及び「第10次鉱業労働災害防止計画」に基づき管内鉱山の実態に即した「鉱山保安監督指導実施要領」を策定し、予防保安の推進と自主保安の確立に努めた。

改正鉱山保安法規では、鉱業権者自らが保安上の危険を把握し、必要な措置を保安規程に反映させる等、鉱山の状況に応じた保安確保措置の立案とその確実な実施により鉱山災害及び鉱害防止等を図ることとされた。2007年度は、重点事項として、保安規程のPDCA確立を目指し、内容の見直しについての監督指示を行い、また研修等を通じて、リスクマネジメントの普及に努めた。

(A) 危害防止対策

鉱山保安監督指導実施要領に基づき、残壁対策、作業環境粉じん対策について重点的に監督指導を行った。特に残壁対策については、2006年度に立ち上げた「残壁崩壊防止に係る技術検討委員会」において、残壁崩壊事例の調査及び原因等の整理検討を行うとともに、管内鉱山の残壁の状況について取りまとめを行い報告書を作成した。本報告書に基づき各鉱山における残壁崩壊防止対策の実施について監督指導を行っているところである。また、保安上基本的問題点を内包している災害事例については、類似災害防止のため、管内鉱山に対して災害状況を速報し、予防保安の対策を講じさせた。

(B) 鉱害防止対策

鉱害問題は、地域社会・環境等に及ぼす影響が極めて大きいことから、その未然防止が重要であり、関連施設の点検、整備及び排出基準より厳しい自主管理目標による鉱煙、水質の管理等の措置を講じさせるとともに、積

極的に情報収集を図り迅速な対応に努めた。管内鉱山では、建設廃材を扱うリサイクル業を兼業するケースが増えており、採掘跡地等埋め戻し箇所に汚染土壌や産業廃棄物が混入しないように十分な受入管理体制を確立させるように努めた。また、休廃止鉱山における鉱害防止については、たい積場維持管理状態、坑廃水の状況変化を調査するとともに、坑水処理経費について補助金を交付し、鉱害防止に対する側面的支援を行った。

2007年度における監督検査の実施状況及び検査結果に基づき交付した主な検査概要の内容は次のとおりであり、必要に応じて改善状況の追跡を行った。

監督検査等実施状況

(単位：延べ鉱山数)

	2007年度
保安検査	21
鉱害等検査	22
その他検査	0
特別措置法に基づく検査	0
補助事業者に対する検査	4
その他調査	2

主な検査概要の内容

関係項目	改善が必要と考えられる事項（要約）
保安規程関係	・現況調査の記録の保存 ・保安規程の見直し ・各記録の保存の不備 ・保安規程変更届出の不備 ・作業手順の遵守・見直し
採鉱関係	・残壁の整形又は立入範囲の検討
火薬類関係	・火薬類受渡場所における警標の設置
粉じん関係	・発じんの防止 ・マニュアルに基づいた測定の実施 ・ベルトカバーの補修
施設関係	・通路段差部に注意喚起表示 ・立入禁止表示の更新 ・コンベアブリー部の防護 ・道路清掃・側溝土砂の浚渫 ・鉱山道路法面の土砂流出防止対策の徹底
鉱煙関係	・鉱煙測定記録保存の不備 ・集じん機シュート部補修
坑廃水関係	・処理方法の改善 ・場内水流入の抑制 ・槽内のいつきの除去
騒音関係	・騒音計検定期限切れ
その他	・ガス検知管有効期限切れ

(C) 鉱山保安表彰

鉱山保安に功績のあった鉱山、鉱山労働者に対して表彰を行い保安意識の高揚に努めた。

(2007 年度)

全国鉱山保安表彰数	3
地方鉱山保安表彰数	8

(D) 保安研修所開催等

(2007 年度)

保安指導員派遣	3 鉱山	
作業監督者等研修所	3 回	受講生計 65 名

(E) 災害、鉱害問題発生状況

災害 1 件（重傷 1 名）が発生した。

災害の種類は、運搬装置のため（車両系鉱山機械）である。

鉱害事案の発生は無かった。

8. 8. 九州産業保安監督部

(1) 管轄区域

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県

(2) 施策概要

(A) 電力の保安

発電所、変送電設備、需要設備の設置者に対して、感電や火災、停電事故の防止を図るため保安規制を行い、安全確保に努めた。

(B) 都市ガスの保安

ガス供給を行うための設備の工事やガス事業者の安全管理体制を規制することにより、都市ガス設備の保安確保に努めた。

(C) 高圧ガス及び石油コンビナートの保安

高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱い等を規制することにより、高圧ガスの保安確保に努めた。

また、石油コンビナートに係る災害の発生及び拡大の防止に努めた。

(D) L P ガスの保安

L P ガス販売事業者に対して、L P ガス販売方法の基準、L P ガス供給設備や消費設備の技術基準の遵守、保安業務の着実な実施を義務付けることにより一般消費者等の L P ガスの事故防止に努めた。

(E) 火薬類の保安

火薬類による災害の防止と公共の安全の確保を図るため、保安管理体制の強化、保安教育の充実を図りつつ、合理的な規制を行うことで、火薬類の安全確保に努めた。

(F) 鉱山の保安

鉱業を営む鉱業権者に対し、保安管理体制、保安確保

措置等を規制することにより、鉱山労働者の安全確保と周辺環境の保全を図った。

金属鉱山等からの重金属などの有害物質を含む坑廃水等の排出による鉱害を防止するため、鉱害防止事業基金による支援、地方公共団体等が行う鉱害防止事業に対する補助金制度による支援を行った。

(3) 業務の実施状況

(ア) 電力の保安

(A) 事業用電気工作物及び一般用電気工作物に関する保安の監督等

(a) 電気事業の用に供する電気工作物（発電・送電・変電施設）の新設、増設及び変更の工事の届出の受理、安全管理審査、並びにこれらの電気工作物の保安維持等に関する指導、監督の業務を行った。

(b) 自家用電気工作物（発電・変電・需要設備）の新設、増設及び変更工事の届出の受理、安全管理審査並びに、保安に関する指導、監督の業務を行った。

(c) 主任技術者会議を開催し、主任技術者等に対し、電気保安に関する指導業務を行った。

(d) (a)、(b)の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安規程の届出、主任技術者選任届出の受理及び許可等の処分を行った。

(e) (a)、(b)の公害防止等に関する設備に対する指導、監督業務を行った。

(f) (a)、(b)の施設の設置者及び一般用電気工作物の登録調査機関に対し立入検査を実施した。

立入検査実施件数

項 目	2007 年度
電気事業用	24 件
自家用電気工作物	67 件
登録調査機関	5 件

(g) 一般用電気工作物の保安に関する指導業務を行った。

(B) 主任技術者免状等

ダム水路、ボイラー・タービン及び電気主任技術者免状の交付業務並びに「電気工事士法」に係る特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者認定証の交付業務を行った。

(C) 電気工事業者の登録等

電気工事業者の登録及び届出に係る業務並びに指導、監督業務を行った。

(D) 電気保安功労者の選考・表彰

電気保安功労者の選考、表彰を行った。

(E) 電気事故報告等

電気事故報告等の電気関係報告規則に係る業務、及び指導、監督業務を行った。

(F) 認定学校等

認定学校及び第2種電気工事士養成施設に係る届出処理並びに指導、監督業務を行った。

(G) 収入印紙等徴収実績

収入印紙徴収、手数料納入実績は次表のとおりである。

(2007 年度)

徴収理由	徴収根拠	件数	金額(円)
使用前安全管理審査	電気事業法第50条の2第3項	48	6,575,300
定期安全管理審査	電気事業法第55条第2項	42	10,802,241
事業登録	電気工事業法第10条	1	2,150
認定証交付	電気工事士法第10条	812	3,800,300
免状交付	電気事業法第44条	152	915,200
計		1,055	22,095,191

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) ガス事業に関する業務

管内の一般ガス事業者（28事業者）及び簡易ガス事業者（263事業者、1,234地点群）の保安に関する指導、監督の業務を行った。

(2007 年度)

項 目	一般ガス	簡易ガス	計
ガス事業許可		6 件	6 件
供給区域等変更許可		43 件	43 件
工事計画届出	2 件		2 件
工事計画軽微変更	1 件		1 件
ガス工作物変更届出		43 件	43 件
立入検査	24 件	44 件	68 件

(B) 産業保安対策に関する業務

(a) 「火薬類取締法」

火薬類製造工場において、保安検査を実施した。

2007 年度 検査件数： 7 件

火薬類製造工場において、製造施設等の変更許可に係る完成検査を実施した。

2007 年度 検査件数： 14 件

「火薬類取締法」に基づく許認可等件数

	2007 年度
火薬類製造営業許可件数	2 件
火薬類製造施設等変更許可件数	24 件
危害予防規程変更認可件数	13 件

(b) 「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガス法」

「高圧ガス保安法」及び容器保安規則の規定に基づく高圧ガス特別充填許可を行った。

2007 年度 実施件数： 4 件

高圧ガスの保安のため、永年にわたり功労のあった者及び事業所を対象として高圧ガス保安原子力安全・保安院長表彰を実施した。

2007 年度 受賞者数： 18 名

「液化石油ガス法」に基づく保安機関の認定等を行った。

2007 年度 保安機関認定件数： 4 件

(c) 「石油コンビナート等災害防止法」

第 1 種事業所等に係るレイアウトの現地確認を行った。

2007 年度 実施件数： 3 件

(ウ) 鉱山の保安

(A) 監督検査実施状況

鉱山におけるリスクマネジメントシステム（PDCA サイクル）が有効に機能しているかを監査的手法で確認する検査である保安検査を重点的に実施するとともに、坑廃水等の各種基準への適合状況を確認する検査及び万一の場合には第三者へ影響を及ぼすおそれのある施設について管理状況を確認する検査を実施した。

また、重大な災害が発生した際には、特別検査を行い、事後の保安確保に必要な事項については、直ちに改善指導を行った。

(2007 年度)

項 目	検査鉱山数
保安検査	59 件
鉱害等検査	29 件
その他検査	26 件
特別検査	4 件

(B) 保安研修等

保安活動の推進を図るため全国鉱山保安週間における啓発活動を行うとともに、リスクマネジメント手法の鉱山への普及・定着を図るため保安研修を実施した。

また、鉱山保安に功績のあった鉱山、鉱山労働者及び家族等に対して表彰を行い保安意識の高揚に努めた。

(2007 年度)

全国鉱山保安表彰件数	5 件
地方鉱山保安表彰件数	15 件

(C) 助成

休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（金属等）により助成を実施した。

(2007 年度)

休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金交付件数	10 件
----------------------	------

(D) 災害発生状況

2007 年は重傷 4 名であった。

8. 9. 那覇産業保安監督事務所

(1) 管轄区域

沖縄県

(2) 施策の概要

電気事業法、電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の施行業務を実施した。

電気事業法については、自主保安体制に移行したことを踏まえ、電気工作物設置者における保安体制の確認を行い、その効果を把握した。

事業者の自主保安体制の徹底、定着を基礎として、「ガス事業法」、「高圧ガス保安法」、「火薬類取締法」、「石油コンビナート等災害防止法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の適正な運用等に

よって保安確保の一層の充実を図った。

鉱山における人に対する危害の防止、鉱山施設の保全、鉱害の防止、鉱山における保安技術の改善により、鉱山の保安の確保に万全を期した。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(A) 発電、変電、送電、需要設備及び一般用電気工作物の保安確保

(a) 発電、変電、送電及び需要設備等の届出書の審査並びに安全管理審査

・安全管理審査件数：

2007 年度： 4 件

・安全管理審査評定件数：

2007 年度： 20 件

(b) 発電、変電、送電及び需要設備等の立入検査の実施

・立入検査件数：

2007 年度： 42 件

(c) 発電、変電、送電及び需要設備等の電気事故に係る再発防止策の確認

(d) 発電、変電、送電及び需要設備等の主任技術者、保安規程の届出並びに電気及びボイラー・タービン主任技術免状交付に係る審査

免状交付件数（再交付は除く）

	2007 年度
電気主任技術者	10 件
B T 主任技術者	2 件

(e) 一般用電気工作物に関する調査業務の監督の実施

(B) 電気工事業の保安確保

(a) 特種電気工事資格者認定証、認定電気事従事者認定証交付に係る審査を実施した。

・2007 年度の認定証交付件数：

特種電気工事資格者： 4 名

認定電気工事従事者： 47 名

(C) P C B 使用機器使用状況の把握

・P C B 使用機器の報告書の受理

・P C B 使用機器の地方自治体への情報提供の実施

(D) 保安表彰

- ・2007 年度は、院長表彰が 5 件（電気工事業者の営業所の部 2 社、個人の部（電気工事士） 4 名、）あった。

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

各法令に基づく許認可申請等の事務処理、立入検査等の実施、保安確保のための会議等の開催、保安表彰、災害・事故時の情報収集、再発防止等に係る対応を行った。

(A) ガス事業における保安確保

・ガス事業法に基づく許認可申請等の事務処理

・ガス事業法に基づく立入検査の実施

2007 年度は一般ガス事業者 1 社、簡易ガス事業者 14 社（25 供給地点群）に対して検査を実施したところ、15 事業者（21 供給地点群）で不適切事項があり、文書により改善指示（延べ 60 件）を行い、全事業者の改善を確認した。

・ガス主任技術者会議及び簡易ガス事業緊急出動訓練の開催

・ガス保安功労者表彰

2007 年度は、院長表彰が 2 件（ガス主任技術者 1 名、ガス保安関係永年勤続者 1 名）あった。

・事故発生状況

2007 年は、一般ガス事業で 1 件（ガス配管腐食による漏えい火災）、簡易ガス事業で 3 件（風呂釜の異常燃焼による漏えい火災、他工事による漏えい、調整器不具合による供給支障）のガス事故があった。（いずれも人的被害なし）

(B) 火薬類における保安確保

・火薬類取締法に基づく許認可申請等の事務処理

・火薬類取締法に基づく完成検査、保安検査の実施

2007 年度は、火薬類製造事業者に対する保安検査を 1 件実施し、検査証を交付した。

・九州・沖縄地区担当会議の開催

・事故発生状況

2007 年度は、事故発生なし。

(C) 高圧ガスにおける保安確保

・高圧ガス保安法に基づく許認可申請等の事務処理

・危険物運搬車両の指導取締りへの協力

・九州・沖縄地区担当会議の開催

・高圧ガス保安表彰

2007年度は、院長表彰が1件（優良販売事業者1社）あった。

・事故発生状況

2007年は、4件の事故が発生した。内訳は、高圧ガス容器の破裂1件（重傷1名）、アセチレン溶接中の火災1件（人的被害なし）、LPガス容器の盗難2件であった。

(D) 液化石油ガスにおける保安確保

・液化石油ガスの保安の確保に係る指導

・九州・沖縄地区担当者会議の開催

・事故発生状況

2007年は、4件の事故が発生した。内訳は、漏えい爆発2件（ガス栓操作ミスによる漏えい爆発1件（軽傷2名）、ガスレンジに係る漏えい爆発1件（軽傷1名）、漏えい2件（容器交換時の接続不良による漏えい1件、供給管継手部からの漏えい1件、いずれも人的被害なし））であった。

(E) 石油コンビナート等における災害防止

・石油コンビナート等災害防止法に係る事務処理等

・事故発生状況

2007年は、漏えい事故が19件（原油17件、軽油1件、ガソリン1件）、台風による土堤法面の崩壊が1件あった。（いずれも人的被害なし）

(ウ) 鉱山の保安

(A) 改正鉱山保安法に対する取り組み

改正鉱山保安法に基づく保安規程の確実な実施、リスクマネジメントシステムによる自主保安体制の整備について鉱山現場における指導を実施した。

(B) 立入検査数

稼行鉱山を対象に非金属、石灰石、天然ガス鉱山について、改正鉱山保安法に基づき保安検査・鉱害等検査等を実施した。

その結果、改善が必要と考えられる事項が認められた鉱山に対し、検査概要を交付した。その交付状況は次のとおりである。

（単位：件）

	2007年度
保安検査等（延べ数）	58
検査概要交付	58

(C) 鉱山における保安技術に関する事項

リスクアセスメントの手法を学ぶためのリスクアセスメント研修を開設、管内鉱山から49名が受講した。

(D) 災害発生状況

2007年は、災害の発生はなかった。